

滝川事件について

—宮本英雄氏聞き取り—

西山 伸†

[解説]

1 資料の由来

本稿で紹介する資料は、「滝川事件について—宮本英雄氏聞き取り—」である。

京都大学では、1967（昭和42）年に迎える創立七十周年の記念事業の一つとして、『京都大学七十年史』の刊行を計画した。編集を担当する中央編集委員会および各部局編集委員会が設置され、資料の収集、執筆作業に当たったが、作業の一環として数人の名誉教授・元教授からの聞き取りを行っており⁽¹⁾、本資料はその一つとして行われた元法学部長宮本英雄に対する1933年の滝川事件に関する聞き取りの記録である。

本資料は、オープンリールの録音テープが1巻（録音時間141分）と、そのテープに録音された聞き取り記録を手書きで書き起こした原稿（200字詰め原稿用紙210枚）1点からなる。本資料は、『京都大学七十年史』刊行後は附属図書館が管理し、その後『京都大学百年史』の編集作業に当たる百年史編集史料室が1991（平成3）年に設置されると、同室で保管されるようになり、さらに『京都大学百年史』の刊行終了に伴い2002年3月に同室が閉鎖されると、大学文書館にその管理が移り現在に至っている。なお、大学文書館では音源の長期保存を図るため、ミニディスク（MD）

にダビングして、合わせて管理している。

録音テープのケース表面および手書き原稿表紙の記載によれば、聞き取りが行われたのは、1966年10月3日、場所は宮本の自宅である。聞き手は、経済学部教授（当時）の堀江保蔵と、法学部助教授（同）の上山安敏の両名だが、本資料にあるように実際はほとんど堀江と宮本の一対一で聞き取りが進められている。堀江は中央編集委員、上山は法学部の編集委員として『京都大学七十年史』に関わっていた。堀江は1966年7月までは編集委員長を務めていた委員の中心人物の一人であり、上山は滝川事件の中心だった法学部の委員ということで、聞き手となったのであろう。

2 宮本英雄の略歴

聞き取りに応じた宮本英雄は、1888（明治21）年静岡県生まれ。第六高等学校を経て、1911年京都帝国大学法科大学に入学、1915（大正4）年に卒業している。本資料で宮本自身が述べている（74ページ）ように、1913～14年の沢柳事件は正に宮本が在学中の事件だった⁽²⁾。その後、1916年に京都帝国大学法科大学講師の嘱託を受け、翌1917年には助教授に任じられている。さらに、3年間の英米留学を経験したのち1921年に教授に任じられ、英吉利法第一講座担任を命じられてい

† 京都大学大学文書館准教授

る（1927年に民法第二講座に担任が替わっている）。専門はイギリス法で、主著は『英法研究』（1924年）である。

宮本は、1927年から2年間法学部評議員を務めたのち、1931年4月30日に法学部長に就任して滝川事件に遭遇することになる。当時法学部は、学部長をほぼ2年任期で交替させるしくみが定着していたが、宮本は前任学部長の烏賀陽然良よりも12歳、その前の学部長の山田正三よりも6歳若く、前述の「辞職組」を中心とした中堅教授陣の中心的存在であったのではないと思われる。

滝川事件による免官の正式な日付は1933年7月11日、免官後は他大学に移らず弁護士を開業し、その後、本資料にもあるようにビルマ軍政顧問に就任している⁽⁵⁾。そして、戦後に帰国した後、1948年京阪神急行（現阪急電鉄）常務として迎えられ、さらに専務、相談役を歴任して、1973年に死去している。

3 滝川事件の概要

本資料で語られている滝川事件については、近年関係資料や新たな研究の公表が相次いでいる⁽⁴⁾こともあり、ここでは本資料の理解に関係する範囲で事件の概要を述べることにする。

(1) 事件の発端から総辞職表明まで

滝川事件の発端になったとされる中央大学における滝川幸辰の講演は1932（昭和7）年10月28日に行われている。中央大学法学会主催による「校内学術講演会」がその場であり、滝川は『復活』を通して見たトルストイの刑法観」と題して講演した。この講演が、傍聴していた林頼三郎検事総長によって問題視され、12月には文部省から京大の新城新蔵総長に対して滝川の講演内容および平素の講義内容について調査の依頼があり、翌年2月には帝国議会でも取り上げられている。問題視されたのは、講演において滝川がトルストイの刑法観を解説するなかで犯罪は社会に対

する制裁であるとの趣旨を述べ、それが無政府主義と結び付けられて理解されたためと受けとめられている⁽⁵⁾が、本資料でも述べられている（77ページ）ように、日本の裁判官を皮肉った滝川の話しぶりにも問題があったようである。

しかし、より本質的には、滝川のかねてからの主張である客観主義的刑法理論が治安維持法体制にとって都合の悪い存在であったことが背景にあるとの指摘がある⁽⁶⁾。そして文部省はすでにこの段階で滝川の処分を決意していたとされる。

このようななか、京大では3月22日に文学部教授だった小西重直が新総長に就任していた。文部省が小西に対して正式に滝川への辞職勧告か休職処分を求めたのは、4月22日のことであったが、それ以前に小西新総長には非公式に文部省の意向が伝えられており、また4月10日には滝川の著書『刑法読本』『刑法講義』が内務省により発禁処分が執られるなど、滝川処分への包囲網は狭まりつつあった。実際、4月22日の段階では、学説の当否について専門家の意見を聴いた上での慎重な考慮を求める小西に対して、文部省側は「学説に就いては既に本省に於ても十分に調査を遂げ、悪影響を及ぼすものと認めたのであって今更専門家の意見を徴する必要を認めない」と突っぱね、「本省としては今日の処では本人に止めて貰ふことは既に確定的なことであって唯其方法に就て考慮してゐる丈である」⁽⁷⁾と滝川処分については交渉の余地のない姿勢を見せていた。

その後、5月9日に再び上京した小西総長は鳩山一郎文相らに処分の再考を求めたが、鳩山はこれを拒否して物別れに終わった。京大に戻った小西は、翌10日の学部長会議でこれまでの経緯を報告、ここにいたって事件は全学的問題となった。また、法学部教授会は滝川処分に反対する意向や声明を5月10日・14日・16日に次々と公表している⁽⁸⁾が、そこではその時々政府当局者が学説によって教授の地位を左右することは大学の使命

である真理の探究を不可能とすること、大学側の意見を顧みて行うべき教授の進退が政府の専断によって行われようとしていること、の他に今回の法学部教授会の行動は滝川を個人的見地から擁護するためのものではないことがわざわざ表明されているが、その背景には本資料でも述べられているような滝川の個性と一部学部の事件への反応があると言えよう。

さらに、法学部教授は5月15日および23日の二回、今回の事件への対応について申合を作成している。最初の申合では、「文部当局ガ直接瀧川教授ヲ処分シタル場合及ビ総長ガ教授会ノ同意ヲ得スシテ瀧川教授ノ進退ニツキ具状シタルトキハ我等ハ声明書ヲ公表シテ連袂辞職ヲ敢行シ以テ態度ヲ明ニスルコト」とされて、当事者として教授会欠席中の滝川を除く15名の教授が署名している⁽⁹⁾。この申合によって、初めて教授総辞職が現実の問題となった（79ページ）。続いて、二回目の申合では「目的ヲ貫徹セザル限り如何ナル場合ニ於テモ慰留運動ニ対シテハ絶対ニ応ゼザルコト」とされ、こちらは滝川も含めた法学部全教授にあたる16名が署名している⁽¹⁰⁾。本資料で宮本は、「目的」の中身について改めて議論する必要はないくらい法学部教授会の意向は一致していたと強調している（76ページ）が、逆にこの文面から周囲からの「慰留運動」が相当あったことも推測される。

5月24日、小西は滝川の休職上申拒否を鳩山に伝えたが、文部省は既定方針通り、翌日開催の文官高等分限委員会に滝川の休職理由を提出、同委員会では全会一致で休職が決定された⁽¹¹⁾。次いで26日滝川休職が閣議に付議され、発令されると、同日法学部教授一同は小西総長に辞表を提出するとともに、折から開かれていた法学部学生大会に臨み、辞職の声明を発表、助教授・講師・助手・副手もこれに続き、合計34名の専任教官全員が辞職の意思を表明するに至った。

（2）交渉の経過と法学部分裂

小西は以後も文部省と局面打開の交渉を継続し、6月14日にはのちに小西解決案と言われる解決案が公表された⁽¹²⁾が、同案に含まれている「法令並従来ノ取扱例ノ範囲内」の意味が不明確であることや、そもそも滝川処分について解決済みのこととして全く言及されていないことなどの理由により法学部は同意せず、小西は6月30日付で総長を辞任した。

この間、京大の他学部や他大学による法学部への組織的支援は一切なかった。一方、法学部・経済学部などの学生は法学部教官支持で運動を展開し、やがて他学部も含めた全学生の組織化を進め6月6日には初の全学学生大会が開かれるまでに至っている。学生たちの運動は、東大など他大学でも積極的に行われていたこともこの時の特徴であった⁽¹³⁾。また、法学部卒業生の組織である有信会も6月4日に大会を開き、文相の処決を要求する声明と決議を発表して⁽¹⁴⁾、法学部教官支持の姿勢を明確にしていた（81ページ）。

小西の後任総長には、理学部教授だった松井元興が選出され、7月7日付で就任した。松井は就任直後に上京し、法学部教授全員の辞表を申達しようとしたが、文相は強硬派と目された5名（佐々木惣一・宮本英雄・宮本英脩・森口繁治・末川博）と休職中の滝川を合わせた6名の辞表のみを受理し、その他の教授の残留を求めた。法学部教授の総辞職路線を阻止し、分断を図ったと言える⁽¹⁵⁾。

7月18日、松井は文部省と折衝し、解決案を作成した。これはのちに松井解決案と言われたもので、小西解決案と同様問答の形を取りながら、その不備とされた点を補おうとしたものである。そこでは、まず前述の小西解決案中の「法令」について「大学令其他大学ニ関スル法令」であるとの言質を得たうえで、次に「今回瀧川教授ニ付文部当局ノ執リタル処分ハ非常特別ノ場合ニシテ文

部当局ガ教授ノ進退ヲ取扱フニ付総長ノ具状ニ依ルコトハ多年ノ先例ニ示ス通りナリヤ」との申し出に対して、「然り」との回答を引き出した⁽¹⁶⁾。この解決案を受けて、中島玉吉を中心とする教授7名は「当初の目的を貫徹することを得た」として辞表を撤回した⁽¹⁷⁾が、恒藤恭・田村徳治の2名は教授の進退は「非常特別ノ場合」にこそ問題となるのであって、その意味では松井解決案は「決して将来に向って大学の自治及び研究の自由の保障をあたへるものではない」として辞職した⁽¹⁸⁾。この結果、教授陣は辞職組8名、残留組7名に分裂することになり、さらに助教授以下も両派に分かれ、総計33名⁽¹⁹⁾中辞職21名、残留12名となってしまった。

(3) その後

ところが、辞職組の一人宮本英脩が同年12月に京大に復帰したのに続き、翌1934年には一部卒業生の説得を受けて、立命館大学に移っていた助教授・助手計6名が京大に復帰した⁽²⁰⁾。将来辞職組教授が復帰する際のくさびになることが復帰の理由とされたが、彼らは当時新聞等で激しく批判された。

敗戦後、GHQの意向もあって戦前・戦中に大学を追われた自由主義的教官の復活が開始され、京大でも1945年11月に就任した鳥養利三郎総長が積極的に動いて、大学自治の滝川事件以前への回復を文部省に認めさせ、同時に事件で辞職した教授たちの京大復帰を目指した。しかし、結果は滝川一人が専任として復帰して、他は大阪商科大学長だった恒藤が兼任教授となったのみであった。辞職組の教授のうち、森口はすでに没し、佐々木は停年を超え、末川は立命館大学、田村は同志社大学にとどまり、宮本はビルマからの帰国後も復帰を断っている。一方、牧健二・黒田覚・池田栄・佐伯千仞ら滝川事件当時若手教授・助教授クラスで残留組や復帰組であった教授たちが滝川復帰と相前後して京大を去っている。なお、滝

川復帰の条件の一つに復帰後の学部長就任があり、その条件の通り滝川は1946年2月から1950年5月まで法学部長の職にあり、敗戦後の法学部再建に当たった。その後、1953年12月には京大総長に就任したが、当時激化していた学生運動に強硬姿勢をとり、様々な話題を振りまいたことはよく知られている。

4 本資料の意義

滝川事件当時、法学部長という正に渦中の位置にいた宮本だけに、その証言である本資料は事件を理解する上で非常に重要であることは間違いない。特に、ともに渦中にいた佐々木惣一が過去を語ることを好まず、滝川事件についてほとんど記録を残していないと思われるため、なおさらである。

本稿の冒頭で述べたように、本資料は『京都大学七十年史』編集作業の一貫として実施された聞き取りをもとにしているが、残念ながら管見の限りでは同書に本資料の成果が反映されている痕跡はない。近年になり、松尾や伊藤の研究のなかで断片的に本資料が言及されるようになってきたが、その全貌はこれまで「封印」されてきたと言っても過言ではない⁽²¹⁾。

宮本は、この聞き取りの翌年である1967年に東京12チャンネル（現テレビ東京）の「証言・私の昭和史」において滝川事件について証言している（5月22日放送）⁽²²⁾が、そこでは主に前述の二回の申合の作成と松井総長と文部省の折衝による法学部教授総辞職構想の挫折の経緯に限定して述べられており、本資料のように滝川事件について包括的に語っているわけではない。その意味でも、滝川事件を理解する上で本資料の持つ価値は一層高いものがあると考えられる。

以下、本資料によって初めて明らかにされた点、従来の滝川事件理解と比べて論点となりうる点などを宮本の語っている順番に沿って、とりあえず

筆者の気付く範囲で挙げておく。

①敗戦前の復帰要請 (73 ページ)

これまでの理解では、前述のように辞職組に対する復帰要請は敗戦後に行われたということであったが、宮本の証言によるとそれ以前の戦争末期にすでに行われていたとある。その際に宮本は、佐々木との相談の上で、個別の復帰ではなく、辞職組全員（ただし文脈から判断して教授のみと思われる）を「ワンプロック」で復帰の対象としないと受け入れられないと結論づけたという。このことを証明する資料は今のところ他には発見されていないが、戦争末期のこの動きが敗戦直後の復帰要請につながったと考えることができるかもしれない。

②滝川の性格 (76 ページ)

本資料では、滝川の「非常識な」性格について赤裸々に語られている。中央大学での講演、大学の講義、著作の中の記述等における不用意な言葉の使い方が事件のきっかけになったとして、そのために「実にこれはつまらんことに関わり合ってしまったと思いました」とまで述べている。滝川の性格についてのこういった評価は、宮本との親しい関係や、戦後の法学部再建あるいは総長暴行事件をめぐる滝川の行動⁽²³⁾などを考えると、ある程度首肯できる話である。しかし、より大きな問題になるのは、滝川の性格から引き起こされる京大他学部の反応である。つまり、滝川への個人的感情が法学部に対する支持拡大の阻害要因となりかねないと考えられ（あるいは意図的にそのような方向に持っていかうとする動きもあったと宮本は語っている）、法学部としては自らの行動は滝川個人の擁護のためのものではないと、強調しなければならなくなったのである。

③総辞職をめぐって (79 ページ)

前述のように、法学部教授の間で総辞職が現実味を帯びてきたのは5月15日の第1回申合の公表からであった。宮本は、法学部教授の辞職決意

については、全員一致のもとだったと強調する一方、この申合の作成経緯についてこんなにもすぐ決まるとは「実に意外だった」とも述べている。ここで注目されるべきは、宮本の「私は教授は総辞職するという意見ではありません」と「佐々木先生は違うわけだ、私らと自治論が」との発言である。宮本と佐々木は、かなりの程度意思統一をしつつ事件に対処していったと考えられるが、申合の作成から教授全員の辞表提出に至る流れは佐々木の考え方に沿った形で事態は進行していて、宮本は若干異なった考え方をしていた可能性がある。その宮本の考え方とは、おそらくその後に行うであろうとして果たせなかった滝川と学部長の自分が辞表を提出して法学部を守るといったものではなかろうか。

④事態打開の模索 (80・81・87 ページ)

従来よく言われた理解では、法学部はいわゆる政治的な動きは一切せず、学問の自由、大学の自治擁護の原理論で貫いたとされる。事件の当事者であった滝川も、自らの回想録のなかで「京大法学部は政治的工作をワザと避けた」「京大法学部は、はじめから（文部省との間に一筆者）調停などありえないと信じていた」と強調している⁽²⁴⁾。もちろん、大学の本質に関わる問題提起を行っている以上、政治的取引によって妥協を導き出すといったやり方を排除するのは理解できるが、佐々木や宮本のような学部を統括する立場から言えばその執るべき行動は単純なものでは済まなくなるのもまた事実であろう。特に、教育を受ける学生の身になったときに一層考慮されるべき問題である。

実際、佐々木も辞表提出後も小西総長に何回か解決策を提案しており、その過程で滝川復職を「総長の努力目標」にまで譲歩している⁽²⁵⁾。また、本資料によれば宮本も合計3回は具体的な打開策を考え、実行に移そうとしている。その第一は、前述の滝川と宮本の辞表を他の教授のそれと切り

離す案であった。宮本によれば、この案を佐々木も承認して3名の辞表を出して他の者の辞表は撤回させることで実行に移されかけたが、正に佐々木とともに出かけようとしたその時に名誉教授で有信会の有力者の竹田省の反対に遭い、撤回せざるをえなくなった。これがいつ頃のことか本資料では明言されていないが、法学部教授がすでに辞表を出しているとの発言に従うと、5月26日以後ということになる。打開策の第二は、松井総長の就任直後のことであり、宮本は訪れた松井に対して、法学部教官の辞表を取り下げさせ、総長自らが全学を代表して文部省に今回の措置の不当性を認めさせるよう交渉することを求めた。全学の統一した意思のもと、総長を中心に結束すれば局面の打開が可能であると宮本は考えたのである。しかし、宮本の期待に反して松井は文部省との対決姿勢をとる決意は持っていなかったため、宮本はこの案を取り下げざるを得なかった。打開策の第三は、松井が強硬派の辞表のみを申達して帰学したのちのもので、「残留組」の主導で「辞職組」も含めた協議会を開き、「辞職組」の教官を総長の権限で講師に囑託して引き続き授業を担当させ、同時に助教授以下の辞表は却下させるというものであった。宮本は、この考えのもと、松井に中島玉吉に会って相談するよう示唆し、さらに経済学部にも根回しを行っていた。しかし、中島は「残留組」だけの教授会しか開催せず、前述のとおり「当初の目的を貫徹することを得た」として辞表を撤回したため、この策も現実のものとはならなかった。本資料によれば、宮本の姿勢は法学部の維持、特に学生を念頭に置いて授業に穴を空けないことと、助教授以下の若い教官に辞職させないことを目指していたものと言えるが、いずれも失敗し、法学部は分裂という結果になってしまった。宮本によれば、分裂に至った責任の多くは松井と中島が負うべきとしており、本資料中でも二人に対する憤りの深さを見ることができる。

⑤学生への対応 (93 ページ)

滝川事件において、京大・東大等で法学部支持の学生運動が高揚したことは前述したが、この学生の動きに関する宮本の言及は意外なものである。師弟の情愛から来る運動に感謝しつつもその抑制を学生に求めた宮本に対して、学生たちは全くそうではなく理論で支持しているのだと答えたという。それに対して宮本は憤慨し、喧嘩別れのような形となったと語っている。5月26日の法学部学生大会における教官の辞意表明のイメージから、従来法学部教授と学生との一体性が語られているが、再考される必要があるかも知れない。

以上のように、本資料は多様な論点を含んでおり、滝川事件の全容解明への有力な手掛かりとなることは間違いない。今後の更なる研究の発展が待たれるところである。

本資料の翻刻に当たっては以下の事項に注意した。

- ・聞き取り記録を書き起こした原稿を基本としたが、今回改めてMDにダビングした音源を聴き、必要な箇所を修正した。
- ・聴取できなかった箇所は□□で表記した。
- ・資料中に姓のみが記されている人名は〔 〕で名を補った。

[註]

- (1) 京都大学七十年史編集委員会編『京都大学七十年史』1967年、iiiページ。
- (2) 滝川事件で「辞職組」となった7名の教授のうち、滝川幸辰と森口繁治は1916年に、恒藤恭と田村徳治は1917年に、末川博は1918年に法科大学を卒業している。沢柳事件当時すでに教授になっていた佐々木惣一と合わせて、最年少の末川を除き滝川事件の「辞職組」はそれぞれの立場で沢

- 柳事件を経験していることになる。
- (3) ビルマ軍政顧問に就任したときの事情を、宮本は戦後になって以下のように語っている（『京都新聞』1946年5月13日付夕刊）。
- 私がビルマに赴任した動機は小川郷太郎教授（ビルマ軍政最高顧問）が同国に法律顧問が必要であり、その人を求めるため帰国され、条件として相当英法に理解ある人で勅任官位、しかも弁護士生活十年間とあり、私が適当であるとの御話もあり、既に開戦以後のことでもあったので、国家を有利に導く一端にでもと国民として当然の道だと考へ承諾したのである
- (4) 世界思想社編集部編『滝川事件 記録と資料』世界思想社、2001年、伊藤孝夫『滝川幸辰 汝の道を歩め』ミネルヴァ書房、2003年、広川禎秀『恒藤恭の思想史的研究 戦後民主主義・平和主義を準備した思想』大月書店、2004年、松尾尊允『滝川事件』岩波書店、2005年、など。
- (5) 宮本英雄「京大事件の真相」七人共編『京大事件』岩波書店、1933年、316ページ、滝川幸辰『激流』河出書房新社、1963年、15ページ。いずれも前掲『滝川事件 記録と資料』に再録されている。
- (6) 前掲『滝川事件』79ページ。
- (7) 前掲「京大事件の真相」327ページ。
- (8) このうち5月14日・16日の声明は、京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』資料編2、2000年、271・272ページ。
- (9) 同前、272ページ。
- (10) 同前、275ページ
- (11) 文官高等分限委員会での議論については、前掲『滝川事件』131ページ以下を参照。
- (12) 『評議会議事録』（京都大学大学文書館所蔵、資料番号01A00625）。前掲『京都大学百年史』資料編2、289ページ。
- (13) 東大における学生たちの運動については、滝川事件東大編集委員会編『私たちの滝川事件』新潮社、1985年、参照。
- (14) 前掲『京都大学百年史』資料編2、281ページ。
- (15) 当時、帝国大学の学内人事に関しては、判任官は総長が専行し、高等官は総長が具状することになっており（例えば京都帝国大学官制第二条）、総長に権限が委任されていると理解できる。それゆえに、総辞職を求めて申達した辞表の一部を返されてそのまま大学に戻ってきた松井に対して宮本は怒りを露わにしている（85ページ）。
- (16) 前掲『京都大学百年史』資料編2、298ページ。
- (17) 同前、296ページ。
- (18) 同前、295ページ。
- (19) 井上直三郎教授は、二回の申合に署名後の6月に病没している。
- (20) 復帰の経緯については、前掲『滝川事件』248ページ、および前掲『京都大学百年史』資料編2、302ページ参照。
- (21) 本資料が「封印」されてきた事実そのものが、滝川事件並びに戦後の法学部再建問題がいかにもその後の法学部に影響を及ぼしたかを物語っていると言えよう。
- (22) その記録は、東京12チャンネル編『証言・私の昭和史』学藝書林、1969年、に掲載された（のち、テレビ東京編『証言・私の昭和史』文藝春秋、1989年、に再録）。
- (23) 戦後京大復帰後の滝川については、前掲『滝川事件』259-311ページ参照。
- (24) 前掲『激流』59・153ページ。
- (25) 前掲『滝川事件』157-188ページ。結局佐々木の解決案は日の目を見ることなく、前述の小西解決案が公表され、法学部の反発を招くことになる。

[資料]

堀江：『京都大学七十年史』を編纂するという立場からでございますので、私たちはどういう考え方であの事件が進行したとか、少し長期的な観点から見るとか、あるいは長期的な観点から見るのについては、この点がある種の本には出ていないとか、そういう点を若干拾い上げまして、先生に一つ一つお尋ねして、その間に先生が思いつきくださいましたポイントを更に教え願うとか、こういう風にやったらと思っています。

宮本：いろいろに言われていますけれども、私から見れば、相当間違っているところもあるんですがね。小西〔重直〕⁽¹⁾先生のお弟子で教育大学か何かで教授をしている加藤〔仁平〕さんという人が座談会⁽²⁾で小西さんのことをひどく悪く言われたんで、非常に残念がって、わずか20年の間に歴史はこんなふうには書き間違えられたと書いています⁽³⁾。小西さんは多少優柔なところもありましたけども、そんなに悪くありませんでしたけどもね。いわゆる小西さんが悪かったためにこうなってしまったように言われているところも座談会であったんです。しかもそれに末川〔博〕⁽⁴⁾さんなんかが出ておっね。そういうふうには間違うんですな、末川さんなんか座談会で言っていることはまるっきり違っています。というのは教授会の一員として出ておるといふのでは、まことになりませんな、責任ないから。私は責任者だから、いちいち議事をまとめていかなければならないし、しかも総長に話をせなならんし、場合によっては文部省と対決しなければならないしするから、本当に自分のことより以上に頭を使いましたからね、頭に入っていますが、ぼやっと出ておった教授としてはあんなもんかもしれませんね。そんなふうにはいろいろ間違うんですがね。

いちばん大切なことはね、あの事件の始まった時の私が第1回の教授会で報告した結果、この事件については法学部の教授会としては、教授は勝手にこの事件のことを新聞記者や他の人に話さないで、この事件に関する限りすべて部長を通じると。部長が対外的に代表者として発表することがあれば発表するし、対外的というのは、学内の他の学部なり、総長なりも含めて、そういうところに何か言う必要があれば、すべて部長がそれにあたると。新聞記者に発表するのも部長がやると。もし新聞記者などから教授が何か聞かれても、それは「われわれはこの事件については言わんことになっているから部長のところで聞いてくれ」というふうにして、すべて部長に回すと。そうしないといろいろなことを言う間に多少主観が入って、この解決を非常に困難にするからということで、私が全部スポークスマンにされてしまったんです。というようなことであつたんですから、私がいちばん一切合財言わなければならないことになりましてね。だから、他の人は案外気をつけていなくてもよかったんですよ。その時、その時に意見を述べることはあっても、統一的に物を考える必要はちっともないのです。そういう点があつて、頭に記憶としてはあまり正確なものは残っていない。

堀江：主観の混じったものは残ってしましようけども。

宮本：混じったものは残ってしましようけども、事実に対するものは非常にはっきりしていない人が多かったらうと思いますね。だからね、いわんや助教授の人でいろんなことを、京大事件の真相といったものを書いている人がありますがね、これは全然真相になっておりません。全然自分らは教授会のはしくれにもおつたんじゃないし、伝え聞いたり、新聞紙上を見たりした結果出てきたんでしよう。だから、ほとんどああいう書いてあるものは、真相ではないんです。私は、これは困ったなと思うんですけど。それは大きく大綱としてみればね、大筋は大体分かっているんですからね。

堀江：その大筋の件なのですが、私なんかは門外漢ですから、こんな事を言っても馬鹿だと言われるかも

知れませんが、滝川事件というものは昭和8年の事件ですけども、昭和21年に滝川さんが法学部長になる予定で法学部教授にお帰りになった。そして、その時に、いわゆる昭和8年に残留された方々は、なかにはパージということでお辞めになった方もありましたけども、大部分がお辞めになった。そのうち、もう一ぺん逆戻りしたのは田中〔周友〕⁽⁵⁾さんなんですけども。そういうふうに考えますと、滝川事件というのは昭和8年だけの事件ではなしに、昭和の戦後まで持ち越されている事件のように見えるわけです。その時には法学部の再建ということで、先生も何か教授に帰ってほしいという要請がございましたか。

宮本：あれはね、私はちょうどあの時分にビルマに行きましてね、おらなんだのですが、しかし、大体一ぺんあの事件で辞職した教授などをね、復職してもらいたいという話はあれ以前にもあったんです。敗戦前にも。それは佐々木〔惣一〕⁽⁶⁾先生と私とそのことで話し合ったんですけど、これはよりどりをすることになったんですね、そういう意見は。要するに、佐々木さんは困るとか、田村〔徳治〕⁽⁷⁾君、末川君は戻ってほしいとか、そんなようなこと、個々に名指ししてということではわれわれは一切そういう話に乗るわけにはいかないと。行く行かんは別けども、もし復職を頼むというのなら、全体としてあの事件で辞めた者全体を一ぺんにワンプロックにして、もう一度言ってこいと。そうでなければ考慮の余地がないと言っておったんです。

堀江：それはいつ頃ですか。

宮本：それは昭和8年に辞めて、敗戦になる前の話ですからね。

堀江：18、9年？

宮本：そうですね。残留組が攻撃されるようなこともなくなってですね、まあ、結局残留を助けるとか何とかいう意味がなくなってですね。京都大学のためにやっぱり何せなあかんというような空気が卒業生の間からだんだん起こってきたのですから。そういうふうにちょいちょい誰言うとか言う人が出てきたんです。まあ別に文部省から言ったのではないんですけどね、そういうようなことも耳にするようになったから、そこで私どもは、結局こういう話はワンプロックに言ってこなければ問題にはいかんということで、そのことは正式に来なければいかんと、それで、そんなことを言う人が来たときにはそう言って断ってしまったんです。そんなことを言ったってだめだよと、「そんなことを言うんなら、正式に文部省なり、大学なりを通じて、はっきりワンプロックに、全部に帰ってもらう」とこう言ってそれは皆は戻らないだろうと、それは行きたい人と行かん人とあるだろうとそう言っていたんです。その通り言ったらしいですね。私帰ってきて聞くと、つまり、敗戦前にそうでなければ問題にしないということで、森口〔繁治〕⁽⁸⁾君は死んでおったけど、その他は生きていたので、鳥養〔利三郎〕⁽⁹⁾さんはよく分かった人で、鳥養総長から全体で帰ってもらいたいという話が正式に出たわけです。私は外国に行っておるから、これは留守には出来ないから帰ってきたら言うということで、他の人には全部同時に言って、滝川〔幸辰〕⁽¹⁰⁾君だけが帰ったわけです。他の人は皆断った。末川も、恒藤〔恭〕⁽¹¹⁾も、田村も、佐々木先生も。滝川さんだけがそれを承諾したわけです。あとは本人の都合でお断りするとこういうことになったんです⁽¹²⁾。

堀江：滝川さん一人お帰りになって、そして、それと入れ替わりに、いわゆる残留教授はそこで大体出てしまったと。

宮本：あれはね、私はよく分からんですがね。私はタッチしていないから。

堀江：いえ、それはそうでしょうけども、一人でもああいうことになったと、宮本先生やら皆、先にワンプロックに復職されておりましたら、残留教授はもっとあるいは出ていたかも知れない、そうしますと滝川

事件で、結局辞表を出して、それを貫かれた方々が歴史の流れから言えばずっとある線に乗っておったというふうにとれるのではないか。そこで、お尋ねしたい点は、七十年史というふうな、私は歴史をやっているものですから、ついこういうことになるんですけども、滝川事件というものを京大の流れの中で、あるいは、日本のある思想史、あるいは政治思想史というふうなものの発展の過程の中でどういうふうに位置づけたいかということなんでございます、私がひとつ先生にお尋ねしたい点はですね。位置づけ方はいろいろあると思うんですけども、先生だったらどういうふうに、これはこういうふうにかえたらどうなんだというアドバイスをしてくださりはしないかということなんです。

宮本：なかなかそれは難しいんですがね。

堀江：そして、しまいには今度は、滝川さん自身が、いわゆる極左のほうからは「あれは右翼反動だ」と言われてですね、あんなふうに背中を怪我するようなことをして⁽¹³⁾、総長も一期きりで再選されずに終わってしまったんです。それで何か滝川先生というのがそういう流れの中の、私、主役とは言わないんですけども、まあ、魚釣りと言えば浮きのような形ですとある流れをまっすぐに流れてきて、そして、世の中が何かこう、動いてですね、うまく合致しないところでこういう事件が起こり、また戦後はああいったことになると、何か日本の歴史から言っても面白い。

宮本：歴史から言えばね、私は、自由主義の勃興から没落の過程だったと思います。京大にそれを当てはめると、大学自治を獲得した最初の原因となった沢柳事件⁽¹⁴⁾ですね、あの時分は社会が自由主義の勃興時代です。あの時分から自由ということがやかましく言われてきたんです。その波に乗って、自由主義が強まってきたところへ沢柳〔政太郎〕⁽¹⁵⁾さんが来て、法学部は手を付けなりましたが、他の学部から6人でしたかね。

堀江：7人。

宮本：7人を辞めさせてしまったんです。そこで法学部ではそういうことでは困るというので、あれは総辞職まで行ってしまったんですね。私は学生でしたが、そこであれは自由主義勃興時代だから教授の側の主張が通って、総長を辞職させてしまって、文部大臣が一札書いて、大学の自治を認めたわけです。総長は選挙するということを認め、それから教授の進退については、総長の具状する場合には教授会の同意を得ることにすると、これは私、墨付きを見てますがね、奥田〔義人〕⁽¹⁶⁾文部大臣が書いた。それを渡している。それを当時の学部長の仁保亀松⁽¹⁷⁾先生が持って行ってしまっているんですね。

堀江：そうですか。

宮本：この先生がこの事件のとき、滝川事件のとき、それを持ってきて私はそれを見たんですがね、美濃紙に墨で書いて、文部大臣奥田義人と書いて、大学において将来総長を教授の互選によって行くと、それから教授の進退については、総長が文部大臣に具状するにあたり、あらかじめ当該教授会の同意を得るということは適切にして妥当なりという文句を書いて、それがあつたんです。それがね、不文法によりますけどね、そういう慣習が出来たのはその文部大臣の書いたもので認めたことから出ているんです。それで、結局沢柳総長を辞職させ、文部大臣がそれを京大に渡して辞表を撤回して片づいたと、全面的に勝ったわけですね。それから自治を獲得したんですね。そして総長を互選したわけですね。だから、京大が始まりなんですね。総長の互選も何もみな。

私どもがこの事件で闘ったときも、実は私が学生だったから、そのときも記憶も新たになったんですが、先生方のこういうことをやられたということが、それがピンとすぐきたんですね、これは。今度は逆に言うと当時は自由主義没落です。あのときは戦争で、もうその軍部が非常な勢いで出てきて、治安維持法や何や

で抑える一方です。そういう時節ですから、とても自由なんてことを認める時節ではないんですね。だから、それだから、この事件が起こったんです。そうでなければ、こんな事件は起こらなかったんですけども、そういう時節だから、こういうことが問題にされてきたんです。だから、はじめから負けると、勝ち目はないということは、はっきり分かっていたんです。総辞職したって何したって、絶対に負けると、勝ち目はないと。そこのところが世間に分かってもらえなければ、他の学部にも分かてもらえなかったのです。われわれはもう実際にこれは迷惑な話だと。が、大学教授なるが故にこれを闘わざるを得ないんだと。大学教授でなかったら妥協してしまうっていうんです。こんな馬鹿みたいな勝ち目がないことをやったって仕方がないっていうことになるけれども、大学教授にはそれが出来ない、この問題では。大学教授なるが故にしょうがない、辞職してでも主張はしなければならんと。そこに来たときに非常に悲痛だったんですよ。だから、法学部教授会では反対は一つもなかったんですよ。残留は出ましたけれども、このことはあとからぜひ聞いておいてもらいたいと思います。なぜあのような残留が出てきたのか、残留教授などが出るような空気ではなかったんですよ、総辞職するまで。そうでなければ総辞職出来ませんですよ、そんなもの内輪で議論、辞職するの可否などということを議論したり、内輪が割れたり、そういう残留組が出たばかりに誤解をされて、あれは内輪割れをしていたんだと、教授会も割れていたんだと。東大はそうだったらいいんだが、東大とちっとも変わらんとよく言われるんです。学者なんて結局内輪げんかしてしまうんだと、東大もそれがためにまとまらなかった。河合〔栄治郎〕⁽¹⁸⁾さんの事件なんか、そういうふう一般に批評されてしまったんです、あれも。きたない見苦しい争いのようにね。けど、それは絶対にないんです。これは総辞職がよくきれいにいったということなんです、あれは。皆、誰も辞職したい人はいないけども、やむを得ないとこれは。

だから、自由主義の勃興で大学自治が認められてきて、それが戦争というものにぶつかって、日本の社会の方向がすっかり変わってしまって、それがために許されなくなってしまったんですね。その一つの犠牲ですがね。それが戦争に負けてパッと大きく転回してしまった、そこでまた浮かび上がるのは当然ですね。その没落者が、当然上がるんです。その時代がまた来たんですから。だから逆になってしまったんですね。

戦後は、アメリカさんはあの事件をよく司令部で調べておっつらしいですね。現に、私に直接関係のあることで感じたことは、私がビルマから帰ってきて、私はもちろん、ビルマ政府顧問として行っているんだから当然パージになると思っていたら、最高裁が出来まして、最高裁の第1回の判事は選考委員会っていうのが出来たんですね。司法官やら学者やらその他30人ほどで選考委員が出来て候補者30人を選んだんです。その30人から15人を任命するということで候補者を選んだ。その中に私を入れたんですな。入れただけなら何も不思議はないんですがね、そのときの選考委員の中に滝川君がひとり入っていたんですね。当時まだ総長じゃなかった教授ですが、入っていたんです。その滝川君が来てですね、当時の司法大臣鈴木義男から頼まれてきたと。「宮本さんも30人の中にあるから」司法大臣が滝川君に言ったと。あの人はパージになる人ではないかと、パージになる人を出してもしょうもないと思ったと、しかし、委員会ではそれを出しているから、わし一人でけずるわけにもいかんから出したと、そして司令部に持って行って出したらば、司令部で2、3日おいて印をつけたと、いかんやつはバツをつけたと、よろしいというやつはマルをつけたと、これはぜひ任命しなければ困るという人を二重マルをつけたと。司令部から帰ってきた書類には宮本さんに二重マルがついていたと。そこで不思議だと思って聞きに行ったというのですよ。司法大臣が「これはこういう履歴があるからパージになる人だが、パージはやらんのですか」と言ったらば「パージはせん」と。「本来この人がやっていることは京大事件などで見た」と。見た人は誰か知りませんよ。「だから、この人はぜ

ひしなればならん」と。京大事件を言い、英米法を専攻しているということも言ったと。だからこの人が最高裁の裁判官にはぜひなってもらわなければいかんと、これはぜひならなければいかん、ぜひ頼まなければいかんと言われたと。「それで君、ひとつ行って断らんように言ってくれ」と言って滝川君が使いに来たんです。そこで司令部で気をつけているなということですね。私はそれはお断りすると、せっかくだけれどもいかんと言って断ってしまったんですが。そういうようなことから見ても、非常にアメリカさんが何したんですな、あれを。私はこれは聞いた話ですけども、映画を私は見ませんが、何とかいう映画を作ったんですね。あの事件を扱って「わが青春に悔いなし」⁽¹⁹⁾とかいう題の何が京大事件の映画だということで、それはね、京都にいたアメリカの軍人さんがね、ひどく力こぶを入れてね、便宜をはかったそうです。それほど、アメリカは京大事件というものを非常に気にしていたように思いますね。軍国主義に反対したような、思想的にはそういう意味になっているんですな。当時から言えば、当時の国内ではそうだったんです。

堀江：先生、私たちが今、お話でいちばん打たれましたのは、負けると知ったりながら大学教授であるからにはやらなくてはならないという今のお言葉に私は非常に。

宮本：そうです。大学教授なるが故に、負けるけどもしょうがないと。これはね、私、あそこの終いの方にそのこと書いていますね⁽²⁰⁾、負けると分かっておってもこれをやらなければならなかったんだと。勝つと思っていない、負けるつもりで死ぬつもりで行っているのだと。それでもしょうがない、やっぱりやらなければならないことなのだ。死ぬからやめたと云えない立場にあった。われわれだって、そうなんです、これを進めていけば辞職するよりしょうがなくなってしまうと、けれども大学教授だからこれをやらんらん、大学教授という、たまたまそれを守るべき職責を持っていますからこれをやらねばならないとこう腹を決めたんです。だから、皆さん悲壮だったんですけどもね、誰も一言の反対もなしに、極めて簡単に総辞職を申し合わせたんです。この主張が通らなかつた場合には総辞職をすると、辞表を出したときは、結局この破壊された自治を回復しなければならんと、それが目的だと。この回復が出来ない限り、如何なる勧告があっても全員復職しないということなんですな。その第2回の申合⁽²¹⁾もした。これも全員一致なんです。それが目的を貫徹せざる限りということになっているんですな。その文句が、まあこれが中島〔玉吉〕⁽²²⁾先生が書いて別に目的の貫徹と言ったって、目的とは何だとかそういう議論すらしていないんです。誰もかも言わず語らずに分かっているんです。目的の貫徹というのは自治を破壊されたから、こういう乱暴な学問の研究の自由及び自治を破壊した文部大臣のもとでは職が勤まらないとこう言うて辞めるんだから、はっきり言えば文部大臣も辞めなきゃならんはずですよ。あるいは滝川君が復職になるとそういうことですが、具体的にそんなことは誰も一言も聞きもしなければ、聞かんでも分かっているんです、それは、気持ちは。だから誰も異議をはさんで目的の貫徹とは何だとか言う人もなく、そのまま署名しているんです。それほど一致して気持ちは分かっておったんです。けれどもお互いにはっきり分かることは誰も辞職したくないですからね。馬鹿げたことだけでもしょうがないということなんです。つまり責任感だけなんです。これは、責任感で辞めたんです。だから滝川君を擁護するとか何とかいうことは全然ありませんね。この点から言ったら、おそらくすぐ反対が出たでしょう。

堀江：滝川さん擁護という点ならですね。

宮本：そういうことだったら、おそらく成り立ちません、これは。滝川君を擁護するなんて言う人はそれはなかったって言うてもいいでしょう。実際言うとな、滝川さんは亡くなったからちょっと言いにくいですけども、私は非常に親友なんです。だから、はっきり言えるんですがね、滝川さんは本当言えば非常識な男な

んです。常識を欠いているんです。学識もありますし、それから正義感も強い。責任感も強い人ですけども、悲しいかな、常識が足らん。いわゆる常識が普通の人としてのそれに欠けるところがあったんです。それがこの事件を起こしておるんです。何もあの人の学説が悪いんでも何でもありません。ただ常識が足らんから、ちょっと新しい言葉を使ってみたり、軽率な言葉を言うたり、相手構わずいろんなことを言ったり、そういうことがこの事件のきっかけになってしまったんです。中央大学の講演⁽²³⁾ということから始まったんですが、中央大学の講演は全く講演内容が悪いんじゃないんです。じゃなくて、その際言った変な言葉の使い方が悪いんです。

堀江：片言隻句をつかまえられたわけなんですね。

宮本：そうです。皮肉ったことをよく言う人だったんですがね。

堀江：ええ、それは最後までありました。

宮本：それが、その皮肉った言葉が悪いんです。中央大学で悪いと言われた官吏はね、裁判長は午後には愛人と遊びに行く約束がしてあるから、時間ばかり気にしたと。それから陪席判事は二人いたが、一人は朝うちで家内と喧嘩してきたから機嫌も悪いし、気分も悪くてほとんど証人調べに力を入れてなかったと、もう一人は何とか、まあ、三人とも自分勝手な事情で裁判そのものに熱が入っていなかったと、調べることが足りなかったと。もう一人証人を調べればカチューシャは無罪であることが分かったんだと。それをそういう勝手な無関心と自分の都合で時間を急いだ裁判長で結局取り調べることをやめたばかりに罪にしてしまったということなんです、あの小説はね。それを、そういうふうにするときに、滝川君が、これはロシアの小説であるけれども、どこやらの国にもこういう裁判官がかなりいるんやとこうくるんです。どこやらの国というのは日本なら日本と言うならまだよろしい。はっきり日本と言っては面白くないから、どこやらの国にもこんな裁判官がたくさんいると。これがグッとこたえたんです。林頼三郎⁽²⁴⁾ 検事総長が聴いて、けしからんことを言うやつじゃと、司法官試験委員など辞めさせてしまえ、とこうきたわけです。それで司法官試験委員を辞めさせることから始まったんです。それから司法大臣が文部大臣に言って、そんな男がおってはいかんと。大体聞いてみると、今度は講演内容にまで行ったわけです。講演内容も刑罰を否定しているんだと。トルストイは絶対犯罪をなくすことは出来ない、むしろ犯罪は社会の欠陥から出るんだと、その犯罪を罰するという事は本末転倒だと。犯罪は国家に欠陥があるからだということを極力言うているんだと、だから犯罪は国家に対する制裁だとまで言うている。こういうような無政府主義のような考えはいかんといい出したわけです。それで文部省に来て、こんな者を大学教授にしているはいかんじゃないかと言われたわけです。それへ、軍部がひつついたと思われるんですね。軍部のほうは、直接の関係ははっきり分かりませんがね。けれども軍部がだいたい、それと一緒に動いてきたんです。そういうような起こりは全くね。

それから、なお、このことを私は聞いておるんですが、学校の教場で彼は天皇君と言うそうだと、天皇陛下と言わんと。まあ、今日こそ、天皇をみんな呼び捨てにしています。当時はそれは天皇などと言うたら不敬罪ですわな。天皇の地位を言うときは天皇でいいけれども、天皇陛下を天皇と呼び捨てには出来ないんです。ところが当時、滝川君はそんなふうにも実際言っていたらしい。学生に聞くとそうだったらしい。これは文部省で言っていましたかね。天皇君が、君を刀を持って殺しに来て追いかけたらどうするかと質問したそうだと。それは正当防衛が天皇にきくかと、天皇は神聖にして犯すべからず、正当防衛も何も出来ないんだというのが通説なんです、それを聞いているわけなんですがね。そういうふうにも聞くんですね。天皇が刀で殺しに来て追いかけてきたらどうするかとそういう質問をしたというんだ。常識を持って言えば、そう言

わずに、正当防衛が天皇に対して行われるかどうかという議論があるが、君らはどう思うか、と言うたらいんですよ。わざわざ天皇が刀を持って追いかけたなんて言わなくても。そういうね、天皇というのを軽蔑したように聞こえるんですね、一方から言えば。それが問題になってしまったんです。

だから私はね、講演の説明で、局長が議会で質問されたら困るから、何かひとつこれを防ぐようお願いしたいとか、説明材料を出してくれと言うたから、私がかあ説明材料を出したんですがね。それは言葉は悪い、多少過激な言葉は使っている。しかし、内容においてはこういうことなんだ、それは問題ないと言ったんですが。それから『刑法読本』でもそうなんです。『刑法読本』を読んでも分かるんですが、もう少し穏やかにね、それはね、ちょっと煽動的な言葉の使い方があるんです。煽動的なんです、あれ。それをね、一般の講義でやるということはいかんのです。だから、これは私どもは認めたくんです。発売禁止、結構ですと。発売禁止を決して悪いと言いませんとこれは言うたんです。しかし、発売禁止になるようなことを言う人だから教授にはいかんという論法はいかんと、これは別だと言うんです。学生に講義するのはこの思想でいいんだと。こういう考え方で行って構わないのだからというふうに、まあなるんですがね。そこのところの限界が、ちょっとの境なんですかね。あれがね、普通の言葉で言えば、姦通罪は廃止すべきだということ、私はもっと前に『中外日報』という京都に新聞がありましたかね、宗教新聞が。あれに5回にわたって姦通罪の廃止と□□罪は廃止すべきだということを書いたことがあるんですがね、私は刑法の学者ではないけども、そういう議論を書いてね。そういう一般の学説はあったんですから、そんなもの今更問題ではないんですけどね。ちょっと言い方がね。これは男女の階級闘争の一つの現れだというふうに言うんです⁽²⁵⁾。そうするとマルキシズムだとか言われるんですよ、文部省に。すべてね、片言隻句から出てきたんです。本当の思想的な問題じゃないんです。だから気の毒でもあるんですがね。

だから私どもは、これは学説というわけにいかんと、学説が悪いんじゃないんだと言うほかに仕方ないんですね。全く大げさにされてしまったんです。菌に衣を着せん人だと言うが、着せん人というのは持っているでも着せないということなんだと。ところが滝川さんのは衣を着せん人でなくて、着せる衣を持ち合わせない人なんだと。始めっから、菌に着せる衣のない人なんだと、そこが欠点なんですよ。実に私どもつまらんと思いましたわ。こんなことでわれわれが全部辞めてしまわなければならない。実にこれはつまらんことに関わり合ってしまったと思いましたよ、正直な話が。だから、これは強調したんですよ、滝川擁護なんてことではないと、そんなつまらないことを言っているんじゃないぞと。というのはね、他の学部、ことに青柳[栄司]⁽²⁶⁾さんなんかそうだったんですが、工学部とか文学部は滝川擁護だというふうに持っていこうとしたんですね。あれは、ちょっと作為的にそんなふうに持っていこうとしたけれども、滝川でなければという人はいくらでもいたんです。他の学部の教授の中に「滝川でなければなあ、君らの言うことも分かるけれども、滝川みたいなものは」とこう言う人はあったんですよ。そこで私らは言うた。あんた方、そういうのはそれは分かりますよ、分かるけれどもそんなことはいかんとするならば、そういうふうに来るっていうんですよ、文部省は。文部省がそこを問題にされるなら、そりゃ私ども何も問題にしやへんと言うんです。たまたま、学説にしてくるから、学説がいかにと言うんだから、これでは承服できないと。他の理由をつけられたら、素行が悪いとか、常識が足りんとか言われるんだったら何も言わへんと言うんです。そんなことを問題にされたら、われわれの論ずる範囲じゃない。滝川の研究とは関係ないんですから。研究の自由と関係のないことなら、それが教授になる資格がないと言うんなら、これはやむを得んと言うんです。それは世間の問題になってしまいますからね。世間の非難で片づく問題ならわれわれは辞職なんかしない。だから滝川擁

護ではないんだぞと、始めっから。

堀江：いや、よく分かりました。先生がああ滝川先生をしのぶ会の第1回か何かで、滝川擁護のためにあれしたんじゃないということを一言おっしゃいまして、私そのときには実を言うともう少しよく理解できなかったんです。今、お話承りまして非常にはっきりいたしました。

宮本：これはね間違いないことなんです。だからね、この出発点が法学部ではそうじゃなかったからうまく行けたんです。それからね、ついでだから、残留がなぜ出たかということをおし上げますとね。

堀江：ぜひお願いいたします。

宮本：これは裏腹になっていますからね、残留が出たということは。それで申し上げますがね、これはね、この間牧〔健二〕⁽²⁷⁾君にも初めて、君らは残留した人だから気の毒だけれども、言わなきゃ分かんやと言うたんですけども、牧君が理解してくれないんです。そこでね、もうそんなこと、君書くなと、これはよっぽど理解してもらわんと書きっぷりで下手したらとんでもないことになるからと言うてやめとれと言うたんです、私は。それくらいです。非常にデリケートなんです、この残留問題は。というのはね、私はね、実はこれはちょっと余談になるが、前提を申し上げなければならんのですが、総辞職はまず早いこと決めたんですね。辞職した二週間ほど前に決定してしまったんですがね、もし休職を総長の具状なしにした場合には、直ちに総辞職を執行するという申合⁽²⁸⁾ですな。これはだいぶ早くやっているんですよ。26日に辞表を出しましたが、24日や5日ではないんです。5月の10何日頃に。総辞職の決定はね、なにしろ5月のうち二週間くらい前ですな。

なぜそんなことを先にしたかと言いますと、何でも私に、新聞記者に会うのでも、教授連盟などからもたくさん来ましたね。松波仁一郎⁽²⁹⁾なんて、あれは右翼の先生なんですがね、日本大学教授連盟というのの会長で40いくつかも質問したことがあるんですよ。それが偶然、腹決めてからだからよかったんですがね。そういうようなことを言ったり、それから来たり、その他いろいろありましたし、文部省が発表したことを攻撃するんですよ、こちらが最後にどこに行くんだということが分かんので言うわけにはいかんのですね。そこで私言ったんです。これはもうね、最後の幕で最悪の場合にわれわれがいかなる態度に出るかということはあらかじめ決めといていただかないと、私の主観になったり、あるいは発表したりする場合には、腹の決まらない人間が言うことはフワフワしてしまうと、これは決めといていただきたいと、そうすればその方針のもとには私は意見を述べると。いちいち教授会開かな返事できんというものではないから、即答でいろんなことを言わんならんこともある。それはそうだろうと言うて、それで決めたんです。

堀江：そうですね。用意周到だったんですね。

宮本：そういうようなわけで、それから先は非常に、私の意見というようなわけではないんですがね、私は実は違うんです。私は教授は総辞職するという意見ではありません。自治の本質については、これは全く別だから、ここで論ずる必要はないと思いますがね。ただ、言うのと、かえって反対になるから、ちょっと消しといてください。私は「いざというときは総辞職するかせんかということ、要するに、総辞職やるかやらんかということなんだ話は、簡単に言えば」と中島さんに言うて、そうしたら恒藤さんが「われわれは歳もとっているしいいけれども、若いこの間教授になったというようなのが2、3人いるけれども、そんな人に辞職するということは、甚だ気の毒なことだから、一回無記名投票で辞職の可否を決めたらどうだ」と言ったんです。そうしたら、佐々木先生が「大学教授ともあろう者が自己の進退について無記名投票するとは、それはどうかね」と言うたら、若い人が「いえ、私どもは辞職いたします。無記名投票して決めていただか

なくても辞職いたします」と言った。ま、これがきっかけになって、それでは辞職するよりしょうがないだろうということになってしまったんです。簡単に。私も実に意外だったんです。そう早く辞職に決まってしまうとは。

堀江：それが5月の半ば頃なんですね。

宮本：ええ、そうです。そんなに辞職にすぐ決まるとは思わなかったんです。そこでは私も意見を述べる機会があると思っていました、やっているうちに。私は部長であるからなんですが、こういうことは考えられませんかと聞こうと思っていましたが、そこまで行かんうちに、ボタンと決まってしまった。そこでね、私はこれはもうしょうがないと、もう辞職しなければならない。私はおそらく、もしも私の意見をあのとき述べておいたら通ったと思うんです。誰も辞めたくないんです。だから理論が通れば、ま、賛成したでしょう。

それから、そういうこともありました結果ね、早く、こういうこと決めてしまったけど、簡単に決めてしまって、皆、困っているだろうなど。そこでね、総辞職を執行するまではしょうがないと。これはもう、総辞職執行はこれはきれいにせないかんと思ったから、そこまではどんどんそれを実行したんです。けれどもね、実行後はね、私は非常に悩みました。えらいことをしでかしてしまったと、なんとかしてこれね、大学に対する損害を最も少なくするということが、これは私の持論から言えば、滝川君が今でも遅くない辞表を出すんだと、法学部の教授が辞表を出していることは間違いのないんだから、ここまで腹を決めてやった以上はね、まさか滝川さんが辞職しても、あれは八百長だったとは言わんだろうと、世間も。そこで、ここでもうめどがついていると。ここで滝川君が辞職すべき時期が来た、これは。そこで私の自治論を持って、滝川君にぶつかろうと思ったんです。そして、滝川君が辞表を出すということにしておいて、辞表は出ていますけども、これは別に切り離してしまうわけですね。これは総辞職と切り離すわけですから、単独の辞職にしてしまうんです。そして、私が辞職勧告の責任を持って、私の辞表と二枚出すと。これがいちばんいいと思ったんです。こうするよりほかにないなあと。

堀江：なるほどね。

宮本：私がこうして二人辞めれば助かるとこう思って出かけたんです。そう腹決めて朝、夜中考えて朝早く起きて出かけていったんですが、佐々木先生という先輩にこれまで一切相談してきていると。それなのにまるでこの大事なことを、一言も佐々木さんに言わずにですな、行くということも心苦しいと思うと同時に、当時のうわさでは、本当かうそか聞いたわけではないが、佐々木さんが滝川に辞職してはならんぞと言っていると。それは、ま、親類のものは辞職せい、辞職せい言うたらしいですからね。滝川君は辞職したくっても辞職したら問題が消えてしまうと。佐々木先生は違うわけだ、私らと自治論が。だから、君は苦しかりが辞職してはならんぞと言うてあるということを知っている。これはね、おたくの汐見〔三郎〕⁽³⁰⁾君が誰かが私にそういったことを言うたことがあると思います。

堀江：多分そうでしょう。

宮本：汐見君が滝川君に辞職勧告に行ったことがあるんですから。どうもその時、滝川君が言ったろうと思うんです。そのことをひょっと思い出してね。そうだとすると、わしが行っても、それは滝川君聞かへんと、佐々木先生に許しを得なければならん義理だしと。そうするともう一ぺん佐々木先生のところに帰ってくるんだと。そうすると逆に今度は、佐々木先生は重大なことをわしに相談せずに単独にやったということで怒って賛成しないだろうと、滝川君が辞職する言うても、それはだめやと。そんならいつそのこと、あらかじ

め佐々木さんに説明して賛成してもらった方がいいと思うて、急に佐々木さんのところに寄ってしまったんです。それでこの話をしてどうでしょうと言ったら、佐々木さんはこう言うんですよ。それは君はまあ、実に、とか何とか形容詞を使って、立派な部長やと言われるやろうかと、君は一躍天下の名士になってしまうだろうと。ま、その裏で助けられたわれわれはどうなるんだと言ったんです。なるほどね。偉そうに総辞職など言っておりながら、宮本に助けられて、結局辞職しなくていいことになるわけですからね。辞職の理由がなくなるんですから、撤回せんなんですからね。そうなると、1ヶ月もたたんうちに世間の非難に耐えかねんようになって、詰め腹を切らんらんようになって。そんなことを同僚に、そんな辱めを同僚にかけていいのかとこう言われたんです。そこでそう言われてみるとなるほどそうなるなあ。これは裏ばかりじゃねえと、表ばかりかなと。「そう言われてみるとそんなことは考えてもみませんでした。甚だ失礼なことを申しました」と言う瞬間にちらっと来たのはね、待てや、それは佐々木先生ならこう言うけれども、大多数の教授は助けられた方がいいのではないかなと、こう思うんですよ、またひょっと。佐々木先生はいいと。他の人はこんなこと言えへんぞと。そこでね、またひょっと考えが変わって先生、それだったら、先生を助けるというような考えは全然ありませんのや、私は。私は人を助けるんじゃなくて大学を救いたいと思う考えなんやと。「佐々木先生が助けられたくないというだけなんですから、どうでしょう、先生はそうおっしゃるけども、大多数は助けてもらったほうがいいんじゃないでしょうか。先生と私と二人でこれから滝川君を説いて、三人の辞表を出すということでいかなんしょうか」と言ったら、「そうやな、そんならそうしようか」と、こう言いだしたんですよ。それでよかったなと思いましたよ、私は。これでもう名分は立つと、強いことも言ったけども、最後の幕は考えてやっておったということになると、他の教授も本当に喜ぶやろうし、大学としても助かるし、小西さんも辞職せんすむし、それはよかったと思うて。「それでは着物を着替えて洋服を着てくるから、ちょっと待ってくれ」と言っ、二階から下へ降りてね。私は非常に気が楽になってね。これはよかったな、佐々木さんが行けば滝川君は言うとおりにになると自信を持っていますから、やれやれ、これでまあ、無難に片づいたと思ったですよ。片づくわけです、実際にそうすれば。

ところがね、悪いときにそこへお客さんが来たんです。先生が下へ降りて洋服を着替えている時にお客さんが来たんです。それで30分ほど話をして上がってきた先生は「君、今実は人が来たんだが、その人にちょっと私はこのことを聞いてみたんだが、大反対だ。そんな馬鹿なことをしたら同窓生が憤慨してしまう」と。同窓生までわれわれの側に賛成して、声明文まで出しました。有信会⁽³¹⁾が。「それをまるで裏切るんだと。そんなことを始めっからするんだったら、何で人に呼びかけたかということになってきてだ、大変なことになると言われると、そう思えばそうだ」と佐々木先生はそう言いだしたんです。そこで、もうこれはやめやと言うんです。「一体誰ですか、そんなことを言うのは」「竹田〔省〕⁽³²⁾君だ」と。あれは弁護士になってましたからね。大阪にいて、有信会の動きなんか知っているんです、ちゃんと。これはもうだめやと思ったんです。竹田さんとは先生は平生から非常に懇意なんです、昔から。竹田さんがそう言ったんだったら、もうだめやと思うて「そうですか。それでは残念だけど止めましょう」と。そう言った以上滝川君のところに勧めに行くわけにいきませんからね。止めてしまったんですよ。それがあからね。残念なことをしたなと思ってたんですよ。

そこでね、松井〔元興〕⁽³³⁾さんが出たときに、ここでもう一ぺん、ひとつね、松井さんをついで何とかみんな助けるようにせないかんと思うたんです。そこで今度はね、どえらい考えを起こしたんですよ、私は。松井さんにね、こういうことをやってもらおうと思ったんですよ。新総長が就任早々、つまり直ちに、新聞

記者を集めてこういう声明をすると。私が総長になった以上は、大学における研究の自由は保障すると。従って、その研究の自由を擁護するための大学自治の慣行はもちろんこれを認めると。しかし、今回不幸にして文部大臣がその大学自治の慣行を破壊してしまったと。この破壊に対しては、自分は総長の責任において、これから折衝すると。だから、そこで法学部には辞表は撤回してもらおうと。法学部がやることではない、私がやることであるところ、ひとつ声明してもらおうと。そこで、新聞記者に声明したその席上で「諸君の目の前で、これから法学部長を呼んで、これから、この辞表は撤回してもらおう」と持って帰らずと、こうやってもらおうと。そこで私は呼ばれて行って、私は「そうですか、いや総長がそういう決心であられるなら、われわれがつべこべ言う余地はない」と。われわれは研究の自由が保障され、大学自治が確保されていく限りにおいて、文句をつけるわけにはいかんのです。破壊されたものに対しては、もともとこれは総長の責任なんです、これをやることは。われわれが言うたのは、ついでろんな事を言われるものだから、それに対して時々新聞記者に言ったというだけであって、私どもが文部大臣に直接文句をつけに行ったことは一度もないんですからね、実際。文部省と折衝したことはないんです。あの講演のことしかないんですから。総長が言われてからは全然。直接私が文部省に行ったりしたことはひとつもありません。というのは、これはわれわれの仕事ではないんです、直接には。だから、これではいかんのと。そこで、これは本来なら教授会の同意を得て、教授会の決意を持って撤回せないけませんけど、これは教授会は反対する理由がないと信ずるから私の責任において撤回しますとこう言うて新聞にどんと書かせるんだと、ここで。そしたら、文部省は鼻をあかされてしまうと。そして、明日からどンドン講義するんだと、裏をかいてしまうと。これがいちばんいいんだと。そしたら、しかし文部省は必ず総長を呼びつけるだろうと。そして、総長を呼びつけて馬鹿なことを言ってもらっては困るやないかと。だから、もう小西総長に渡した妥協の案⁽³⁴⁾がありましたよ。それでひとつ片づけようと必ず言う。その時に総長がたじたじになったらだめなんだから、そこんところはひとつ総長と腹を合わせてちゃんとやらんとへたなものがついたらだめやと。そのときに絶対私はこうやると。取り消すわけにはいかんと、そこでひとつ間違ったら、そんな馬鹿なことを言うんなら、君総長を辞めてくれと言うかもしれんと。辞めてくれと言われても辞めんと、私は辞める理由はないと言うて、これくらいのことやってもらわねばならんと、この総長に。そうやれば、必ず勝つと、今度は勝つように思えてきたんですよ、私は。この戦術なら勝つと。学生に迷惑はかけないし、辞表を撤回して闘うんだし、強くなってくると、みんな。それで総長をうんとの上げていくんだから、総長さえしっかりしてたら勝つに決まっているということになるから。何しろ本人は辞めてしまっているんですからね。休職になっているんですから。だから何もあとの人間を辞めさせんらんことはないんですから。それは文部省もいらん事言うたら、いつまで文部省、言うているんだということになりますから、だからこれは勝つと。そして理屈はちゃんと立つと、いうように考えました。

というのは、そういうことを何でそこでひょっと考えついたかというね、松波仁一郎、日本大学教授連盟の会長さんに聞かれたことがあるんです。「君らは辞表を出してね、こんな文部大臣のもとでは勤まらないというけどもね、どこかの大学の教授か講師に行くんと違うか」と言うんだよ、辞めて。私ははっと応えましたな。そのとおりやと、これはどこかの教授や講師になっていくやろうとみんな。私自身はね、もう教壇に立たずと腹決めていました。私は英米法でしょう。英米法の研究をするのに本がなくては出来ないのでからね。これは絶対に出来ないんです。だから京都大学を離れてしまったら、英米法の研究なんてやめなならんと。だから、これははっきり言ったんです。再び教壇に立たずと。もう腹決めてしまったんです。そうい

った具合ですがね。そのときも言いました。

堀江：そうですね。どこかの大学で文部大臣の監督の下で講義するんだろうと言われるとね。

宮本：そうです。その質問に対してひやっとしてね。えらいことを聞かれたな、これは。「これは個人の意見として言うから教授会の意見なんて言ってもらっては困りますよ。ことにこれは辞めてからのことだから、個人個人の考えでどう自分の身の振りをつけるかは、その人の考え方だと。立ち入ってどうこう言うわけにはいきませんが、私自身はどっかの教授になりたいければなってもかまわんと思います」と、こう言ったんです。それはおかしいではないかと、同じ文部大臣のもとで、京都の教授はできんが同志社の教授は出来るというのはおかしいではないかとか言うたから、私は言ったんですよ。「あんたはそうおっしゃるでしょう」と。それは違いますと。私はね、もし辞めたあとで同志社から教授になってくれと言って、私が教授になってもいいと思ったら、私は同志社の総長に聞くと。あんたの大学では研究の自由を保障しますかと、自治も認めますかと、こういうことを聞いてその総長が自分が総長である限りそれは認めるとおっしゃれば、私は、私の態度としては矛盾せんように思いますと、その教授になることは。というのは、今回はこういうふうには破壊されたけれども、破壊されておらなければ、総長がそういう態度でおればいいんだから。だから、私は総長が、自分の大学では文部大臣とは自分が闘うんだという考えを持っておれば、それでいいんですよ、一応。破壊されたときはそれは別ですよと、本当にまた、このようなことを文部大臣がその大学でもやったならばそれは、私はまた、あるいは闘うかもしれん。どうするか分からんが、就任するだけは差し支えないと思いますと。総長がそう言えば矛盾しないと言ったら、「ああそうですか」と言って帰ってしまいました。それをね、田畑君ね。新聞記者の田畑君を私はだいぶ使っておったんだが、「田畑君な、こんな事を言っておとなしく帰ってしまったが、あいつ宿屋にいるんだろうから、君、宿へ行って今日の質問状どうでしたと一ぺん聞いてきてくれや。わしの、ことにこの問題に対して言ったこと何か批評せんか聞いてみてくれや」と言ったところが、「それは面白いや」と言って行ってくれたんですがね。

堀江：磐門さんですか。

宮本：磐門さんです。あれはね、全部私が指導したんです。一部細大もらさずあれには本当のことを言って指導したんです、記者を。それくらいですから行ってくれたんです。あれは、これだからわれわれが辞めたあと、1ヶ月か2ヶ月、新聞記者も忘れて書いたんですよ。もう新聞記者気質じゃないんです。もう自分のことになってしまったんです、あの人は。それくらい、熱を持ってくれたんです。それであのとき行ったらね、そして質問のこと聞いたらね、いや、ああいう考え方は私は全然分からないんだと。あの返事は実に立派な返事だと。なるほど、ああいうふうに考えるなら、どこの教授になろうとこれはしょうがないと言うた、感心していたと言うた。それはよかったよと、それを思い出したんです。

堀江：ああ、なるほどね。それを京大へ、こう、持ってくるよ。

宮本：総長が替わって、そこで総長にそう声明させて、天下にそれを明らかにさせて、われわれに文句を言わせないということに声明してもらおうと。そうすれば行けるとそう思ったんですよ。そこでね、田畑さんに頼んで、総長が出たら、すぐにな、今までの事情なり将来に対する何か考えはないかということでもわしのところに聞きに行けと、何か考えがあるように宮本が言うているから、ぜひ、行った方がいいでしょうと言って、これはわしから言ってはまずいと。だから総長が気楽に、非常になんだけどしてくれんかと言ったら、やってやると言うのでその通りになったんです。

それで松井さんがね、就任早々来たんです、私の家にね。7月の7日ですね。総長就任してすぐ来たんで

す、7日の午後に。そして、今までの事情を聞きたい、今後に対するお考えがあればそれも伺いたいから来た、と言うて来たんですよ。これはもう、芝居をやっているようなものですから、いや事情はありますと。それで「どのようにお考えですか」と聞くから、「いや、その前に総長にひとつお頼みしたいことがある。総長はわれわれの今度の主張は正しいとお考えですか、それともいかにとお考えですか。そこを真っ先にお伺いしたい。正当とお考えですか」と言ったら、「そうだなあ、まあ、大体において正当と考える」。大体というのは気に入わんが、ま、大体でもよろしいわ、と「そこで、大体正当だとお考えでしたら、こういうことを」と言って今のことを言ったんです。それなら明日の朝、新聞記者を呼んでこういうふうに声明して私に辞表を撤回して持って帰ってくれとおっしゃっていただけますかと。「そうか、何でもないな」と。「それはまあ、何も抵抗がないんだから何でもないですがね、総長、何でもないとおっしゃるけど、これからが大事なんですよ。そしたら、文部省は黙っておりますまいな」と言ったら「そうだな、黙ってないだろうな」。「総長、必ず電報が来て直ちに上京せよと言うでしょう」と言うたら、「そう言うやろうな」。「文部省は言いますよ、きっと。そこで明日、声明したら、電報が夕方来たら、夜行で行った明後日の朝は文部省や。そこで、総長に、文部大臣に会うとして、文部大臣から、ああいう馬鹿なことをしてもらったら困るじゃないかと、あれは撤回して声明を取り消してだ、小西に持って帰らせた案で法学部の教授の辞表を撤回さすというような恰好にならなければいかんと、ただ単に文部省に向かって責任を持って、復職させることを折衝するという、こういうことはどうもならんと、まあ、そう言うでしょうな、大体そんな趣旨のことを。総長はどういうお答えをなさいますか」と言ったんです。そしたら、しばらく考えてましたがね、「そうだなあ、まあ、こう言おうか。そこはひとつ、そうしておいてもらわんとね、せっかくこうして片づきましたから、辞表は撤回させたんだから、そうつつかんようにしてくれませんか、そうでなきゃ、もう大学は収まりませんから。収まらんから、とにかくこのままにしていってくれんかと、こう言うたらどうやろう」と言うから、「そこですよ、総長。私がね、われわれの主張が正しいとお考えかと聞いといたのはそこなんですよ。そんなお返事だめです」とこう言ったんです。小西さんがそれだったんですから。小西さんは自分の考えというものをはっきりせずにだ、儀礼的に、文部省じゃ、まあ慎重に考慮しますが、文部省もお願いしますというようなことを帰り際に言ってくると。それが文部省をして、総長は納得して帰っているところ思わせたひとつの原因だと。総長は私らに向いては断ったと言ってもだ、文部省は断ったとは思っておらなかった。だから、途中でひどく怒ったことがあるんですよ、あの鳩山〔一郎〕⁽³⁵⁾さんが。総長は前言を翻したと。そういうことが起こってきたのは、はっきりせんからだ。だから、あなたはここで正しいと言うんなら、私どもの味方になってください」と言ったんです。文部省を敵にしてくださいと。それはいけませんと、文部省がやっていることは絶対にかんと。だから私はこう言うんだと、絶対に取り消すわけにはいかないと。取り消したら、また総辞職だと。今更そんなこと出来ませんとちゃんと言ってもらわなきゃいけませんよと。「そうか、そういやそうかもしれんな」。「そうかもしれんな、ってそうですよ。そういうために、あんた正しいということを入れていってもらわなきゃ困ります」と言ったら、「そうだな」。ま、頼りないんですがね。そこで、「そう言うとしたら、どうなるだろう」と言うから、「そう言うたらね、私は心配するのは、そんな馬鹿なことを言うとするんでは総長困るぞと、そんなことを言うなら、君気の毒だけれども、辞めてもらわな困るなと言いやしませんか」と。「そうやな、言うかもしれんな」とこう言うんですな。「総長、言うかもしれんなって、それは言いますよ。総長が強くはねたら言いますよ、それは」。「そうか、そうするとどうということになるか」。総長は自分で考えて、「あさって文部省に行った。辞職してくれということになって、

帰りがけには辞表を出して帰って、三日天下やな。本当のこれは三日天下やな」。そうです。辞表を出されたら三日天下ですよ。辞表を出してはいけませんと、分限委員会にかけてでも休職にするなら別です。私は辞表は出せませんと言わなきゃならんですよと。そして、大学をひっしょって、それから文部省に何遍でも復職させい、早く滝川を復職させいと言うんですよと。

これはまあね、私は譲歩したっていいと思ったんですよ。復職は、そうすぐたって常識上あり得ませんから。ま、半年くらい、ほっといて文部大臣も替わるだろうし、そのときにやればいいとそういうつもりだったが、言葉の上で、それこそ総長があんまり緩やかすぎるから、復職要求するんですよ。大学しょって。だから小西さんは、法学部と文部大臣の板挟みと言うてね、そんな馬鹿なことを言うたと、板挟みになることはないんですと、これは。やりたければ文部大臣の味方になって首切るか、そうして自治が破壊されたと言って辞職してしまうか、これもいいんですと。自治の破壊者として総長は辞職してしまうと、これで片づく、法学部は傷つかんですと。あるいは逆にだ、大学をひっしょって、どこまでも文部大臣と闘うという態度をとるか、これが本当の総長だと。こうすれば、まかり間違えば、総長が詰め腹を切らされたら全学辞表を出さなければならないと。これで勝つんですと。こうなりゃ勝つんですと。板挟みになるということはあり得ないんですよ、総長。どっちかについてやればいいんです。だから小西さんが辞職の理由にですね、文部大臣に対しては監督官庁に対する意志の疎通が出来ず申し訳ありません。大学に対しては、大学の自治を擁護することが出来ず申し訳がないと、こんな馬鹿なものをね、両方に謝るような辞表を出しているんだと。こんな馬鹿なことはないんだと私は言ったんですよ。両方に謝るような理由は理由にならないんだと。「総長はそんなことをしてはだめなんですよ。そこで申し上げているんですが、どうですか、はっきり分限委員会にかけてでも私を処分するまで動かんところまで言ってもらえませんか」と言ったら、「さあなあ、そうはちょっと言えんな」とこう言うたんです。それで、もうだめだと思った。この人は頼りにならないと。こんな人をおつかいだら、それこそおどかしの手紙が毎日 500 通くらい来てましてね。殺しに行くと、貴様を殺すぞ殺すぞと言って、何遍でも来たけれども、私ばかりでない教授全部をやっつけるんだというのもあったです。これは誰にも私は見せませんでした。こんなものを見せたら、みんな気が弱くなってしまふから。私は見ているに、これはおどかしだけれども、今度こそ、やりそこなっては殺されると思いましたよ、かつぎそこのうてね。つまり松井さんの言い方によってはね、私が黒幕ということははっきりしてきますからね。小西さんには私は黒幕になってはいなかったんです、本当に。だからいいが、松井さんをここまで動かして行って暴露したら、これは暴露すると思ったんです、こんな先生では。問題が分かっておらん。もう一念を押したんです。本当に分からんかどうか。「じゃ総長ね、私どもの辞表を小西さんのようにいわれなく懐に入れていたというのは間違ってますよ。すぐ出してもらわなければ困りますよ」と。「それはそうだ。これは明日の朝持っていく」とこう言ったんです、明日の朝持っていくと。「まあ、そうですか。それは結構です」と言ったんです。「それではね、お尋ねしますが、文部省は私どもに入っている情報では、軟派と硬派に分けているそうだと。強硬派は受理すると、軟派は留任の勧告をするように総長に言うということになっている」と。これはね、当時、林君、文部大臣の秘書官が京大出なんです。それで私どもと同年ですからね、この男にそれとなく知らせてくれよと、大事なことを、そう言ってあったんです。そうしたら文部省の意向はそうだとということが分かっておったんです。結局、総辞職させないんですな。そういう腹なんです。それで分かってたからね。そうすると、半分受けて半分返すということになると思っていたから、それを聞いたんです、総長に。「そういう噂が、情報が入っていますが、もしそういうふうに行ったら、総長

はその受けとらん辞表をこれは持って行って留任させるようにせよと言われたら、お持ち帰りになりますか」って言ったんです。そしたら、「それは持って帰りゃいいじゃないか、持って帰らなしょうがないじゃないか」ってこう言われた。

堀江：何をか言わんやですね。

宮本：自分は具状しているんですよ。全部を免官にしてくれと具状しているんですよ。私どもが言うているのは具状なしには行ってはいかんと言っているんです、ひとつは。手続きでは。それが自治なんです。同時に、具状したものをはねつけられて持って帰るというのでは、これはね、何をか言わんやですよ。本当に、何にもこの人は分かっていない。こんな訳の分からん総長には、もう何も言う必要はないと諦めてしまったんです、私は。もうだめやと。それで、これはどうなろうと辞めにゃしょうがないと。辞める一手なら「早く、どうぞこれを明日の朝持って行ってください」と言ったら「持って行く」と言った。それでその通りに行きました。

それで一日おいて翌日、帰ってきたんですね。そしてまわっていたんですね。朝から教授を残留させるために、ところがね、誰も残らないんです。で、晩にね、私を呼んだんです。私は研究室を片づけるためにおったんですがね、その時は、私どもの辞令は出ていると新聞には出てました。そこで、私は荷物を片づけておったです、たしか。いたらね、私に会いたいと来たんです、電話。それで早速行きました、総長室に。そしたら、「宮本君な、実はな、文部省に行って出してみたら、君が言ったとおりな、一部の辞表をとって、一部を返したよ。それで、ま、文部省の言うとおりに今朝からみんなに頼んで歩いたが一人も残ってくれんのか」と。「そこで君な、どうしたらよかろう」とこう言うんでしょう。私はちょっと腹が立ちましたよ。馬鹿にするなんて思ってね。馬鹿にするな、そんなことまでこっち考えているかと思ったくらいです。思うだけでもね、この人は教えてやらんと本当に何にも出来やへんな、これは。そこで、ひょっとまた頭にきたのはね、私はやっぱり法学部を潰すわけにはいかんと思うたんですよ。それがね、ひとつこういうことがあるんです。私はね、私らが文部省と妥協するなんて考えることは絶対にかんというんで、考えていなかったんですがね、しかしね、辞表を出したあとの1ヶ月ほどの間には10日か15日のいちばんひどいときですね、それは私どものところにもたくさん人が来ましたし、それぞれの教授の家にも行ったらしいんですが、皆さんがね、ほかの学部から。ところが、そのなかで全体では一ぺんもそういう話をしたことはありません、妥協的なことについては一言も言ったことはないですがね、誤解されるから。それは個人としては皆さん、それは考えておったんでしょう。一ぺんね、中島先生が私を呼びつけてね、「君な、これはな、森口と山田〔正三〕⁽³⁶⁾が考えたことだが、文部省とこういう妥協案でひとつ妥協したらどうだろう言うんだ」と。これは辞表を出してからですよ、まだ受理されんうちです。持ってきて頼んだと。それでわしにも賛成してくれと。賛成だったら宮本に頼んで教授会を開けと。教授会を開いていませんからね、辞表提出後は。「こういうんだがどうだ」と言うたから、私は手にしなかったんです、妥協案を。そこで私は言ったんです。「先生ね、そんなことで自分らが辞表出しといて妥協案を考えるなんてことはちょっとそれはいけませんで。よその人が考えることは別です」と。われわれがそんなことを考えたなんてのはおかしいし、同時に先生はなんですよ。沢柳事件のときは、辞めた岡村〔司〕⁽³⁷⁾先生が、私らが学生の時に言ったんですよ。中島先生があんな偉い立派な男だとは思わなんだと私どもにも言いましたよ。それが頭にあるんです。そこでね、「先生、岡村先生はそう言いましたよ。それなのに、そんなことを言ったら岡村先生にすまんじゃありませんか。おやめになった方がいいんじゃないじゃありませんか、そんなことは」って言ったら「そうか、やめとこ。あ、悪かつ

た」と言ってすぐその妥協案を引っ込めてしまった。それでそれは済んだんです。

ところがね、そこで今度はひょっとひらめいたのは、妥協案を持っておったなど、中島先生は。そこで、ま、このまま行けばなににするが、そこで私はそういう妥協案でなしにね、私どもは全員辞職になってですよ、全員を総長が講師に嘱託すると、教授免官の辞令が出ると同時に。大学総長は講師は嘱託自由ですからね。文部大臣の許可はいらんのですから、そこで全員を講師に嘱託して講義を始めると、こうするのがいちばんいいと思ったんですね。こうなったらしょうがないと。これが最後の私の拠り所だったんです。そういうふうにしてもらえばいいと。これは評議会になるでしょうからね。教授会がなくなってしまいますから、評議会が教授会事務取扱になり、総長が法学部長取扱になると。そういうふうにしてこれはやるよりほかにない。これを経済学部頼むよりほかにないと思ったんですよ。そこでね、神戸〔正雄〕⁽³⁸⁾先生が候補者に出ていましたね、総長の。神戸先生にまずひとつ飲み込んでおいてもらおうと。それから本庄〔栄治郎〕⁽³⁹⁾さんに飲み込んでおいてもらおうと。この二人にひとつ頼んで話しておかないかと。それをね、また田畑に頼んだんです。田畑君に「俺らがこんなことを頼みに行くともた誤解のもとになるから、これでした方がいいということをもひとつ君から言うてくれんか」と。「神戸先生と本庄さんに」と言ったら、「それはそうだな、そうでもせんとしょうがない」と言って、やってくれたんです。そしたら神戸先生も「そうだ、それがいちばんよかろう」と。それから本庄さんも「それはそれよりほかにないだろう」と言って賛成してくれたと。だから辞職になったら本庄先生と神戸先生が提案してだ、評議会にそういうふうにし向けるということになりました、と言うから、それは結構やと言ったんですがね。

ところが、半つぶれにしたから、それが出来なくなりましたよ、その案が。困ったことをしでかしてしまった。私らの案はつぶされてしまったし、変なことをやりよるが、しかしそれを助けなんだからつぶれてしまうなど。それらは皆、残れるはずはないと思ったですわ。われわれが辞めてからなおさら、それは同僚として残れないですよ、これは。残る教授はいないと、このままでは。私の頭ではね、これは私らが勧めると。辞めた者が残留を。その時は残留という言葉は考えていなかったが、留任だね。後の人に留任してもらうように、私らがひとつ頼むんだと。これよりほかにないだろうと思ったですわ。そうするには、形式的には総長が行って頼むという順序をとると、もう一ぺん。その話をしたんです、私は。「これは総長ね、留任してもらうよりほかにないですよ。何とかして。そうしないと、法学部はつぶれてしまいますよ。そこでひとつね、総長は中島先生に頼んでみたらどうです、もう一ぺん」。「中島君はきつう言うもったで」と言うから、「それは言うのが当たり前ですよ」と。「中島先生は、実は私は総長の頼み方によっては話にのってくれる可能性があるということを感じております。詳しいことを申し上げる訳にはいかんけれども、私はそういうことを感じておりますから、何遍でも行って、中島先生に頼んでごらん下さい。留任するきっかけが出てくるように思います。そしたら、中島先生を部長に頼んで、部長として采配をふるうようにしていったら、何とかいけるんじゃないでしょうか」と言ったら「そうか、君そう思うか」。「いえ、そう思うふしがあるんです、私は。だから、ぜひ総長は何遍でも中島先生に頼んでみてください」と言ったら「そうか、そいじゃそうしようか」と言った。そのときね、「末川君にも会いたい」とこう言ったんですよ。で、帰ってきたら末川君がおったから、「末川君、総長が会いたいというのは多分な、今私はこう言ってきたと。このことを君にも聞くんじゃないかと思うが、君はどう思うかね」と聞いて、「そうやな、そうしてやる方がいいんじゃないだろうな」と言うから、「いいと思うたら、君もそういうふうに進言してくれや。そしたら総長も力を得て、中島さんを頼みに行くやろうから」と、説得するように言うたんです。そのことは私は念を押したこ

とはないんです。聞いたか、言ったかどうか、それは知りませんよ。末川が総長に言ったかどうか、言おうと言うては行ったんですが、ま、それっきり。こういう場面もあったんです。

そこでね、私は残留が出来ると思ったんです、これは。残留が出来ると思うと同時にその残留するについては教授会でなしにね、全員の協議会を開くと思うたんですよ。辞めた人間と残った人間の。必ず中島先生がやる気になったら協議会を開くと。私はもうこれは佐々木先生と相談したことではないから、中島先生のところへ行くと、そうすると中島先生はやっぱり妥協案を持っておった人だからね、あの案を持ち出すだろうと。どういう案だったか知らないが、そうすると出来るとこれは。森口は辞めるなかに入っていましたけども、山田さんが賛成してやるでしょう。そうすれば出来上がると。それはね、何を言うたって軟派は軟派ですよ、それは。軟派であることは分かっているんですよ、私どもにもね。だから、これは出来上等。そこでね、一方協議会を開くと。そうしたら、私らは賛成してやろうと。これはもう大賛成と。同時に辞めた人もお願いして講師になってもらうというふうにしてですね、学生にはちっとも差し支えないように出来る。これより他にないと、法学部をもう一ぺんやるには。そこでね、思い切ってもう言ってしまったんです。私の考えでね。総長にそうしたらよろしいと、中島さんに頼むとして、ほかは全部残ってもらうように中島さんからやるんだと、そう言ったんです。それはそのとおりやったわけです。その報告は何もしませんです、総長も私には。自分でやったことになっているわけです。私から言ったなんていうことも言っておりません。誰にも。中島さんにも言っていないです。

そこでね、中島先生が、そう言っちは悪いけれども、采配の振り方を誤ったと私は思うのです。なぜ、あのとき、協議会を開かなかったのかと。いきなり教授会にしてしまったんです。残留教授会だ。つまり現教授であるやつだけを招集したんです。そこでね、われわれ硬派であった恒藤、田村両君はまだ教授であったんです。あれを残さなかったら、成り立たんと思ったんでしょう文部省は。そこで、その二人も教授会に呼ばれておるんです。ところが、私どもは早速、先生に話してね、実は私はこう言ってしまったんだと、総長に。そこで、おそらく残留組が出来ますと。出来ると思えますと、これでね。が同時にそうするよりほかないじゃありませんか先生、と。そこで助教授以下全部を残さんと、絶対成り立たないから。助教授以下全部をわれわれの方で集めて残留することに勧告せないかと、だからこれは始めから仲間に入れてないんです。これは、佐々木先生も同意見でね。助教授以下を仲間に入れてはいかと。これはわれわれが辞めた後でも闘い得るようにしておかなければいかんから、これを巻き添えにして辞表を出さしてはいかんとという意味で、私らは辞表を出してはいかんと言っていたんです。それほどにしていたんですがね。それが辞表を出してしまったんです、それぞれの立場で。それをね、君らは辞表を撤回して残らないかんと、そうしなければ成り立たんぞと、ことに今度はこういう空気になってきて、どうやら一部残るかもしれんと。そのときはまだ残る残らんは分からんけどもね。残るかもしれんからなおさら君らは辞表を撤回してもらわないかんと頼んだんですよ。その席へ田村・恒藤両君が来て「実は7時から教授会があると言うてきたがどうします」と言うから、それはしょうがない。君ら教授だから、とにかく行って教授会に出てくれと。そして反対なら反対の意見を述べたらいいと。残留になってきたんだと。僕らはもう、場合によれば君らも残ってもらいたいと思うんだと言うたところが、「そんな馬鹿な失礼なことを言うな」と断られたんです。「失礼と思うなら、これはしょうがないけども、ま、これは出来るだけ残って援護してやらなければ法学部はつぶれてしまうからな」と言ったことはあるんです。そこで、田村君と恒藤君が不承不承教授会へ行ったんですがね。そしたら、まず妥協案⁽⁴⁰⁾を出して、文部省はこう言っているから、今回のことは非常特別の場合であった

んだと。だからやむを得なかったんだと。今後においてはこういうようなことはさせないと。こういうこととは、法令の範囲内においては研究の自由を認め、教授の進退については、総長が具状するに先だって教授会の同意を得るということを認めるとこう言ったと言うのですよ。そのとき、彼らは声明書⁽⁴¹⁾を出して、今回は非常特別の場合であったんで、今後はこのようなことはしないと断言しているからと、それから法令の範囲内で研究の自由を認めると、自治も認めると断言しているんだから、ま、許しとこうと。と言っても、この非常特別が問題ですがな。

堀江：問題です。

宮本：問題はいつでもそう言って非常特別を除外していたら、今度は非常特別だ、今度は非常特別だ、と言って。非常特別でなければ、そんなもの誰もしやへん。それをね、そんなことで目的は貫徹したから、われわれは辞表は撤回するという声明を出したんです。そこで、結局、この間、牧さんにも言うたがね、あなた方の声明は私どもを犬死にってしまったんだと。目的は貫徹したのに馬鹿なやつが辞表を出したと。こういう馬鹿な、君らはね、仲間を犬死にさすようなことをしてしまって、残留したと。私は実は残留するようにし向けた人間なんですよと。あなた方は、初めて聞くじゃろうが。中島先生も死ぬまで知らなかったわけだ。が、私は実は中島先生を恨んでいる。馬鹿な人だと思った。人のかばうのを知らずに人のかたきにして、われわれが反対すると思ったんだろう。馬鹿な人よと。反対があるにしても、一応呼んでだ、反対なら反対でいいから、今後は教授会を開いて決定した、それはいいと言うんだ。反対であるか何か分かりもしないうちに、同僚が目の前で辞表が受理された人は置いてしまって、まるで反対の行動をとるということは、本当に不徳な□□だ。私はそういうことをするとは思わなから、残留を勧めたんだと。そこで、それ以来、中島先生も先生でないと思ってしまったと。本当にそう思ってしまって、えらいきついですけども、以前は先生、先生と言って出入りしていたんですが、それきり、出入りしなくしたんです。はがきも出しません。新年状も出しません。お葬式にも目をつぶって行かなかったです。行けんと。私は自分の何を曲げるわけにはいかんと。死んだからといって顔を出す気にはならんと断言して。徹底的に私はああいう間違っただけのことはいかんと。われわれを敵にしたんだと。そして法学部を本当に半つぶれにしたんです。そうでなきゃ、みんなを講師に頼むのですから、私どもを。

堀江：言葉をはさんでえらいすいませんが、先生が今おっしゃったように、教授会を開くとしても、せめてその前に協議会を開いて、意見を十分に聞いてですね、そしてなるほどと思ったら、一応滝川先生は別としまして、あと講師としてお願いすると、そうなれば、助教授の辞表は提出しようがなかったわけですね。

宮本：そうです。助教授は当然そんなことは出来ません。それだからね、無難に行くんですよ、助教授以下は。そしてわれわれは講師に回るんです。さっきの理論だと。そうすると、円満に行けたんです。つまりね、全員講師にする代わりに一部を教授のまま置くという。それから一面から言えば、私がある時に考えたことは、形式なんだけれども、総辞職は本当につぶれてしまったんだと、これで。全員一緒に出してもらってこそ総辞職なんです。それを半分持って帰って総長の意思が加わってしまったんだと。総長がよろしい、それでは持って帰りますと言って撤回してきたんだ。そしたら総辞職はつぶれてしまったんだと。だからもう、別の手段を講じていいと。私は総辞職をしたということと矛盾せんと思うて、理論的には、そうなる。だからこういうことも言えるというので、そうやったんですよ。だから理論的にも説明が出来るし、実際的にもいいと。協議会を開いていたら、やっておったんですよ。私は、もし佐々木先生が反対したら、賛成演説を述べてでもひとつやろうと思っていました。それを、その機会を与えず、頭っから敵にってしまったん

です、彼らは。私らを呼びつけて反対にあったらいかんと思って。だから、その後、私ども京都に行っても、あそこに寄れなくなってしまった。私らを本当に毛嫌いしたから。本は借りとったやつ全部返せと言うてくるしね。一冊残らず皆返せと。それは恐ろしかったですよ。ひどいです、それは。本当にひどいことをしたんですわ。とんでもない、それは。まるで私どもが悪いことをしたようにしてしまっただけです。

堀江：そこまで行く前に何度か機会があったわけですね。

宮本：ええ、三べんほどあった。それを全部つぶされてしまったんです。だから私どもは腹の中では涙を出しているんです、本当は。決して大学をつぶそうということはない。それがいちばん辛かったです。だから私、総辞職の声明書を読んで、それから後で口頭で何か言うということは考えておらなかったが、何か学生にこのまま別れる気にならなかったです。気の毒で。そこでつい出てしまったです、自然に。こういうわけで辞職することになりましたが、この際、私どもの頭のなかにいちばん苦しいことは、諸君に何とも言えん、気の毒でたまらんと。しかし、どうか諸君は光輝ある京都大学の学生として恥ずかしからぬ行動をとって、善処してもらいたいと言うよりほかなかったです⁽⁴²⁾。そういう気持ちは何とかして、学生に迷惑をかけないようにしたいというのがつきまとうとったですけども、それが出来なかった。

堀江：するといろんな書いたものなんか見ますというと、何か、どうも後は野となれととれるものですから、私もその点はどうしても合点がまいませんでした。それで今日のお話では、法学部をいかにして生かしていくかということを考えていったと、それが今日の先生のお話の、私いちばんの芯だと思います。

宮本：中心なんです。それが出来ないということが本当につらかったんです。それでそういうふうにさせられてしまった。もうやむを得ないと。それで、私はその日に絶縁してしまっただけです。もうこっちから。先生とも縁を切るという気持ちになってしまったから。

堀江：これだけチャンスがあるんですからね。

宮本：それでね、松井先生をこう言っちゃ何ですが、実に分からん人やと思うた。しかし、後で考えてみて、松井先生についてやってもらおうと思うたことを、何で私が小西さんに頼まんだかと思うんです。そこまで思わなかったです、まだね。そこまで逼迫してなかったんですからね。余裕があったんですな、まだ。だから、せっぱ詰まって考えついた最後の最後の幕がそれだったが、小西さんのときに頼んだら、あるいはそれをやったかもしれない。理論の分かっている人ですから。小西さんに辞職させずに、あそこで辞表撤回説を出してね、やったら成功しただろうと思う。

堀江：私も小西先生も多少存じ上げておりますし、松井先生はもう総長ですから知っておりますけどね、表面は小西さんは非常な紳士、こう何か、妥協的に見えますけども、ものすごいきつところがある。

宮本：ええ、あります。だからね、あの先生だったらやってくれたと思う。

堀江：そしてね、三日総長をちっともいとわん人です。三日でいいと。

宮本：ええ。総長は文部省に昭和8年の4月22日に呼ばれたんです。そのときに私はほかの用事もあって、一緒に行ったんです。総長のお供をして。文部省から帰って宿で話が済んでから、総長は「ま、結局わしが辞めなければ話は片づかん」とこう言われたんです。悲壮な顔で。気の毒だと思ったです。私も実際そう思っていたんですよ。どっちに転んでも総長は辞めんならんことになるなど、これは。というのは、これは勝ちとは思わんですからね。私は、負けると思っていますから。悪いとき総長になられたもんだとお気の毒でしょうがなかったからね、私は「総長ね、それはそういうことかも知れませんが、総長お一人を見殺しにはいたしません」と。「私も必ずお供しますから、どうぞ、しっかり今日のお返事のように、どこまでも

きつく拒絶してやってください」と言って頼んだんです。私はそれがああるんですがね。それで佐々木先生とけんかしてしまったことがあるんです。総長が、すぐ辞表を出しそうだという気配が起こって、評議会で総長問題評議会というのがあったことがあるんです。総長が辞職したらどうするかというのが。私どもは、総長の辞職をどうするのかということは、総長自身で決定されることで、今からそんなことをごちゃごちゃ言うのはどうかなと言うくらいだったんですが、そういう事態に法学部としては考えておかなきゃいけないから、われわれは佐々木先生のところへ行って、もし総長がわれわれの辞表を処理せずに辞職されたら、そうなったんですがね、どうしましょうと。そのままほっといていいでしょうかとそれを、と言ったら、「そのままほっとくよりしょうがない」と。「こういう問題で総長が一人や二人辞職するのはやむを得ない」と。佐々木さんはきついところがありますからね。あの人は。なかなか冷静なところがある。「やむを得ない」と言ったからね、「そうですね、やむを得ないと言えばやむを得ないんですがね。私はね、小西さんに東京で話したこともありまして、どうしても小西さんが辞職したら、うろろう見ておられないんですよ」と。「そこで、実は、申し訳ありませんけども、小西さんが辞められたら、私は辞職させていただきたいと思っております」と言うたんですよ。私の辞表は別に取りだして辞めさせてもらいたいと思うと。いずれにしても、私はどっちにしても辞める覚悟だから、小西さんが辞められたら辞めると。そしたら「宮本君、部長なんてものは何もそんな偉いもんとちがうで」とこう言ったんですよ。どういう気持ちか知らんけれども。それがね、この間亡くなったときにも佐々木さんの思い出というところに新聞記者に話をして、私が書いたんではないが、新聞記者がちょっと筆先を間違えているんですが、そのことを書いてあるんです。ま、それはどうでもいいが、私はそう言われたんで、ぐっと来たんですわ。私は偉いもんと思うどころか、つまらんときに部長にされて、こんな苦勞して得にならんことをやって、新聞記者が部長がああ言うた、こう言うたと言うて書く、新聞でえらい私が名前を売ったように思うているのかなと、先生まで。それで、私はあのとき腹立ってね、「部長が偉いと思うてそんなこと言っているのちがいますよ。偉いと思うどころか、私は本当の小使の小使だと思っておりますよ。こんなときに部長をやらされて、実際自分で哀れにも思っておりますよ。世間の人と言うのならともかく、先生までそんな私が偉ぶってね、総長が辞めたら俺も辞職してみせると、そんな私は豪傑ぶってそんなことを言っているんじゃないんですよ。私は総長個人に対して非常に済まないように思うんです。お気の毒でしょうがないんです」と。出て2ヶ月目ですよ、総長に。それをね、こんなことで辞めなければならないなんて気の毒だから、私は前後を忘れて慰める言葉で言ったんですよ。しかし、私は真意がなくて言ったんじゃないんです。本当にそう思うて言ったんですよ。気の毒だから私も辞めますと。どうぞ、一所懸命やってくださいと言うて頼んだですよ。「そんなことを言うなら、一切ご相談いたしません」と言うて、午前3時頃でしたがね、「もう、先生がそんなお考えでしたら、いらんことですから帰ります。一切相談いたしません、私は」。実際そう思うたんですよ。こんなもの誰が相談するかと。相談する必要ないと。わしが思うとおり、何もかもやるぞと、そういう気持ちになって帰ったんですよ。そしたら、帰るとすぐに佐々木さんがやってきてね、さっきはえらい悪いことを言うたと言うて、とんでもない馬鹿なことを言うてしまってどうもすまんと言ったから、それで、「そうですね、謝られるのでしょがありませんけども、私も腹立ちましたよ、本当に。誰が偉いもんだと思うてますか、こんなことを」と言って。

まあ、そういうようなことがあったりして、腹の中、全部ぶちまけましたけれども、これから辞表提出後は、実は私どもは出ておらんのですわ。評議会も部長会も一切。だから、これから後は、新聞記事やそれこそ人が訪ねてきてね、何したんですが。私は結局よく知りませんが。

堀江：私は、今日もうこれで大変な収穫を、収穫という言葉が悪いですが、実は牧さんに一ぺん聞いておかないかんからということで大隅〔健一郎〕⁽⁴³⁾君から言われて、牧さんに主として私が聞いたことは再建の問題でありました。どうも再建が気になるんです。

宮本：再建が分からないです。それでね、牧さんが分からんです。今までお話ししたようなことをね。というのは、飲み込んでくれないんです。まるで出た人のことを分かってないです。そこでね、こんなことで書いてもらったら、私ども一方でこんな辞表を出して辞職になりながら、今度は残留を考えたなんて、いかにも私ら卑怯なやつらのように聞こえてしまいますよと、それは迷惑だとそんなことは。これは筆先のちょっとした間違いでね、卑怯なやつにもなるし、よく物を考えておったということにもなるし、大事なことなんだ、ここは。

堀江：これで、先生、私氷解したんです。どうも非常特別の云々ということが、あれが論議の的のようになりまして、あれで別れたものはどうも落ちみたいになりましてね、その底が何もなかったです、これまで。そんなことではないと。あんなことなら中学生位の論理の遊戯ですわ。

宮本：そんな馬鹿なことは私どもはしません。

堀江：その点が今日はそっくり、私。

宮本：残留さすようにしむけたんですからね、私は。佐々木先生も、もう私が言うてしまいましたから、反対もしませんでした。先生だって、つぶしたくないですから。そこで助教授以下に向こうが教授会を開いた夜に残らないかんと言うていたんです。

堀江：そこでね、自分たちは辞職して助教授以下には残れということは、今の教授会からいうとちょっと筋が通らんのです。昔は・・・。

宮本：その時分はむしろ助教授が非常に怒ったんですよ。仲間に入れんと言うて。学問の自由とか、研究の自由とか、大学の自治とかいうことを言うんなら、われわれをなぜ教授会に入れてくれんかということだった。そこで私は教授会が済むと、今日は教授会でこういうことを問題にしていたといちいち報告していたんです。全部。集めて報告をしていたら、しまいになんかことを言い出したんです。何でわれわれを入れんのやと、こう言うたからね。これはね、教授会が君らを入れんのは、問題そのものは滝川教授の進退問題だよと。これは学問の自由とか自治を問題にして要求している事件ではないんだと、こんなことはもう決まっているんだと。これを侵されたから、侵されたということは、滝川教授を休職にするという問題なんだと。その問題として教授会は開かれているんだと。だから滝川教授の出席も認めないし、滝川教授の進退に助教授を入れてやることは出来んのやと。これは正式の教授会なんだと。だから君らに事情は知らせておくけれども、教授会には列席さすわけにはいかんのだよと、こういうことなんだよとそう言ったら、何か言った人がありましたから、しかし、君らがそれを承服しないということなら、これはやむを得ないと。そういうことになると、君たちは教授会の自治を認めんということになるんだよ。それは教授会にそんなことを任しておけんということなんだよと、要するに。ちょうど、経済学部の返答がいかんというので、わしらがもし言ったら、いらんことを言うなど、そんなことを言うのは大学自治の破壊者だと言われるのと同じだよ。君らもこれをわしらに相談せんのはけしからんと言うのだったら、教授進退問題を助教授にも相談しろと言うのは、これは自治の範囲に入っておらんと。そんなことを君らが言うのだったら、わしは返事出来ない。教授会にかける。そういうことを要求しているがどうだろうと言って教授会の問題にするがいいかと言うたら、教授会の問題にしてくれというのではないんです、と言うから、そんなら黙っとれと言うて、今はそんなこ

とはいかんでしょうが、当時はそれくらいきつく言ったんです。それほど分けたんです。

学生も当時、戦術としてはゼロです。学生にも、これは学生のことではないというので学生の大会を開くことは極力抑えたんです。そしたらね、私が二へんか三べん、学生大会を抑えたときに、最後に各高等学校別に委員が出てきて、えらいやかましゅう言うたんで、そこでわれわれが断る言葉のなかに、「諸君が師弟の情誼でそう言うてくれることは非常に嬉しいけれどもだ、われわれの立場になって考えてみると、学生を騒がしてこの問題に利用したと言われたくないんだと、それを言われる恐れがあるんだと。君らが騒ぐとそれはわれわれの主張がむしろ傷つけられることになる。力が弱まることになる。だからいかん。どっちにしてもいかん。だからその師弟の情愛だけは喜んで受けるけれども、大会を開くことは一切禁止や」と言ったところがね、あの時分には、だいぶん私ども沢柳事件の頃の学生とは違うんです。どう言ったかと言いますと「私どもは何も師弟の情愛なんかでやっているのではありませんよ」と。「教授の言うことが正しいと思うからわれわれも賛成しているだけであって、何も師弟の情愛なんかではありません」とこう言うからね、そうか、それだったら絶対ごめん蒙ると。そんなものはじゃまになると。そんなことを言ってもらっては、われわれの力が弱まると、今騒いだら。「それでもやるんだったら、禁止するぞ、ますます。師弟の情愛でなかったら絶対お断りや」と言って、私は怒ったことがあるんです。「生意気なことを君ら言うが、それやったら、わしはえらいぬぼれて師弟の情愛で言うてくれたと思うて、えらい誤解してすまんんだな。すぐ帰ってくれ」そう言ったくらいです。

そこでね、辞めてからの第1回の有信会でこういうことを言ったんですよ。当時、学生諸君の代表者が来てこういうことを言ったと。師弟の情愛ではなく、理論で正しいからやるんだと。その正しいからやるんだと言った学生はどうなったんだと。弾圧に抵抗することが出来ずに、やっぱりしっぽを巻いてしまったじゃないかと。私はそういう学生を気の毒とも思うていたと、最後まで。が、今日になってみれば気が軽いと。情愛でやったのでなくて、理論でやったというその理論は冷たいものだったんだな、と。われわれが辞めたら氷の如く溶けてしまったではないかと。われわれが大正3年の沢柳事件の時は理論は知らんと。先生がいいのか悪いのか、総長がいいのか悪いのか知らんけども、われわれには先生は大事な人よと。総長は替わってもいいと、先生を替えるわけにはいかんというので、師弟の情愛一本で文部省へ行って奥田義人にも会ったんだと。先生をすぐ返してくれと。悪ければ総長を辞めさせてくれと言うて、奥田さんに詰め寄ったくらいで、理論なんてものはひとつも知らなんだと。それだから、最後までわれわれはねばり強くいったと。そのときは情熱だったから。君たち理論は正しかったか知らんけど、情熱のないものの運動はこのとおりだと。理論は冷たい氷の如きものだと、融けてしまうんだと。情熱を持たなければだめだと。それが頭に残っているものですから。情熱を持たない学生なんてだめだと。今でもそれを言いたいんです、実は。理論なんかで言っているのはだめだと、情熱のない青年は私は好かんと言ってね。私は会社でも言ってやるんですよ。若い新入社員を集めて君らは仕事に情熱を持たなかったら、早く辞めなさいと、後悔するだけやと言うて。情熱を持って仕事をしてもらおうと。そうでないと面白くないし、みんなも損するだけやと。自分の身に付くようにするには情熱でやらなければ出来るもんじゃないと言うんだ。理論なんかで仕事はできへんと。学問をやったのも、やっぱり情熱だったんです。理屈で学問なんか出来るもんですか。何と言ったって、この道は好きでやるんだというところに値打ちがあるんです。孔子さんの言うとおり、「これを知る者はこれを好む者にしかず、これを好む者はこれを楽しむ者にしかず」と言っているのではないですかと私はいつも言うんです。われわれは楽しんでやったんだと。楽しいから学問したんです。楽しい楽しくないなんてものは情熱の

問題だと。理屈なんかではないと言った。これを知る時までは理屈だけれども、これから好む、楽しむになったら、もう情熱だ。情熱がなかったら、楽しめるものではない仕事は、と思うのです。

堀江：学部の自治の問題ですけども、私ら助教授時代は教授会へは一切参与しなくてもよかったです。そのおかげで、自分の置かれている条件ということを全然知らずに勉強させてもらったと。どんなことが決定されようが。その蓄積が今どうやら物を言っているんだということ、あれが助教授時代から教授会に出て何やかややっていたら、今頃はもっとあかん人間になっているやろうなど、今でもあきませんけどね。そういうことはつくづく思います。やっぱり自治の秩序というものは段階がございますから、ま、民主主義ということがどういうことなのか、さっぱり今頃分からなくなりました。

宮本：分からんな、実際。民主主義ということは今頃はどうも責任のがれですな。

堀江：私、こんなことをここへ来て言うのはおかしいんですけども、日本の戦後取り入れた民主主義で一番大事なポイントをひとつ忘れてきていると。それはリーダーシップということ忘れてきているということ痛切に感じますね。

宮本：それはどういったってね、責任ということを経くそうと思えば犠牲がいるんですよ。犠牲をせずに責任を経くせるものではないんですな。だからこの頃の平和主義についてね、平和にしなればならんと思うんなら、学生が、青年が、青年はひとつ間違ったら国は自分で護るんやと。侵略を受けたら護るんやという、やっぱり犠牲的精神がなかったら、平和を守るということは出来ないんだと。口に平和平和と言うてね、その平和は実は責任をつくす犠牲になりたくないから、自分は戦死したくないから言う平和論なら、これは間違った平和論です。そんなところに平和は来ないと言うんです。責任を持って犠牲をしのんででも守るところに初めて平和は来るんでね。何も戦争を鼓吹するのではないけれども、ひとつ間違ったら犠牲にならないといけないんだと、それが平和を守るんやと、その平和論なら私は非常に頼もしいと。しかし、自分らは戦争みたいなもの行きたくない、生命は捨てたくないというだけの話なら、その無責任を糊塗するための平和論になってしまうので、そんな平和論は何も力はありやしない。そんな平和論があるように思えてしょうがないですよ、この頃ね。憲法擁護論でもね、そういう無責任な憲法論なんですよ。そういうところがあるんでね、法律論もどうも墮落してしまっただけね。

堀江：今日せっかくだいい話を、いい話というのは疑問に思っていることがほぼ氷解したんです。上山さん、もうこれだけ承れば。

上山：ええ、もうこれだけ。お聞きしたいと思うていたことは全部入りました。

堀江：学生のことまでおまけがついて。

宮本：学生をね、東京大学の学生まで運動してもらおうということはいかんと。後から皆に笑われましたよ。いかに何でも戦術がないと。戦術なんていうことを考えたことないと言うんですわ。ちょっとも戦術なんて考えたことないんです、本当に。それは戦術考えたら始めから自由主義没落時代にね、弾圧時代にそれを主張するんだから、それはたたかれるに決まっていますよ。

上山：教授会では、おそらくそういう戦術というようなものは考えなかったんですね。

宮本：全然考えなかったです。というのは、総辞職というのは最後の締めくくりで考えているんですからね。

堀江：例えば、学生を動員してとか何とかいうのが戦術だというように見えていますけども、大変あれはマイナスになる。

宮本：なりますね。

堀江：新聞の記事だけ見ると、いかにもそれが良さそうに書きますけど、実は、本当は物言わない人の方がはっきりよく知っているんですね。物言わん人の意向が本当に聞けたら、おそらくそういう戦術はいちばんマイナスだと言うに違いないと。

宮本：それからね、小西先生を誤らせたのは、あれは羽田〔亨〕⁽⁴⁴⁾ さんですな。羽田さんがね、小西さんの参謀みたいになっていたんです。あの先生があまりいいことを考えてなかったですな。それで小西先生はあれで非常に悩まされたですな、実際言う。本当にお気の毒ですわ、あの先生は。羽田さんはなかなかの策士ですわ。あの人は特殊な文豪か何かの研究者ですが、なかなか人間としては鋭い人ですね。

堀江：滝川さんがね、『激流』の中に、研究所を作ったりして云々という長老ということを出てくる⁽⁴⁵⁾ んですが、もう一人長老が出てきましてね、これは青柳栄司先生だということは、はっきり分かるんです。もう一人の長老というのは羽田さんのことでしょうかね。

宮本：そうですね。

[註]

- (1) 小西重直 (1875 ~ 1948) 教育学者。第七高等学校校長などを経て1913年京都帝国大学文科大学教授就任。1933年3月総長に就任、6月辞任。
- (2) 座談会 『朝日ジャーナル』1962年9月9日号から11月4日号まで9回にわたって連載された座談会「大学の自治 一事件と人」のこと。出席者は、田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義の5人で、戸水事件から戦後の大学管理法問題まで、日本における大学自治をめぐる諸事件について語り合われている(1963年に朝日新聞社から『大学の自治』として刊行されている)。滝川事件についても、1章が割かれているが、その中で末川は小西総長の態度について「小西さんも最後には文部省の要求には応じられないといったのだけれども、それも法学部の教授会が応じそうにもないからというわけだったので、じつは、法学部の教授会にかけたが応じないというところまでは、どうしてもふみきれなかったのだな。だからどうも弱かったといえるかも知れない」「われわれとしては、まず小西総長に態度をハッキリしてもらいたかったのです。いったい教授会にかけるのか、かけんのか、総長がきめろ、というわけなんです」と述べ、小西の曖昧な姿勢が事件を複雑にしたとしている(『大学の自治』80ページ)。
- (3) 加藤さんという人が・・書いています。加藤仁平は京大で小西の教えを受け、東京文理科大学教授に就任した教育学者。滝川事件当時は上京して文部省との交渉に当たった小西の側近となっていた。加藤は、『小西重直の生涯と思想』(黎明書房、1967年)を著しているが、その目的の一つが註(2)の座談会で「むごたらしく変容された」小西に対する評価を正しいものにするにあると述べている(同書4ページ)。
- (4) 末川博 (1892 ~ 1977) 法学者。1920年京都帝国大学法科大学助教授、1925年教授就任(民法第一講座)。1933年滝川事件で辞職。1945年立命館大学学長、1947年総長に就任。
- (5) 田中周友 (1900 ~ 1996) 法学者。1926年京都帝国大学法学部助教授、1933年教授就任(羅馬法講座)。1945年辞職、1948年復職。
- (6) 佐々木惣一 (1878 ~ 1965) 法学者。1906年京都帝国大学法科大学助教授、1913年教授就任(行政法第二講座)。1933年滝川事件で辞職、立命館大学長に就任。
- (7) 田村徳治 (1886 ~ 1958) 行政学者。1920年京都帝国大学法学部助教授、1924年教授就任(行政学講座)。1933年滝川事件で辞職。

- (8) 森口繁治 (1890 ~ 1940) 法学者。1918年京都帝国大学法科大学助教授、1923年教授就任(国法学講座)。1933年滝川事件で辞職。
- (9) 鳥養利三郎 (1887 ~ 1976) 電気工学者。1914年京都帝国大学理工科大学助教授、1923年工学部教授就任。1945年11月総長就任。
- (10) 滝川幸辰 (1891 ~ 1962) 法学者。1918年京都帝国大学法科大学助教授、1924年教授就任(刑法刑事訴訟法第一講座)。1933年辞職。1936年弁護士開業。1946年法学部教授、法学部長に就任、1953年総長就任。
- (11) 恒藤恭 (1888 ~ 1967) 法学者。1922年京都帝国大学経済学部助教授、1928年法学部助教授、1929年教授就任(法理学講座)。1933年滝川事件で辞職。1946年大阪商科大学(のち大阪市立大学)学長に就任。
- (12) 滝川さんだけが・・・ことになったんです 法学部教授専任として戻ったのは滝川だけであったが、恒藤恭も大阪商科大学学長と兼任の形ではあるが1946年から1949年まで京大法学部に在籍していた。
- (13) 背中を怪我するようなことをして 1955年6月、創立記念祭の内容をめぐって当時総長であった滝川と学生の自治団体である同学会が対立、滝川が総長室に閉じこめられる事態にまでなった(第二次滝川事件、総長暴行事件などと言われる)。その混乱のなかで、学生2名が滝川に暴行を加えたとして逮捕され、裁判における滝川との「対決」が世間の注目を集めた。なお、正確には滝川は背中を傷つけられたのではなく、肋骨三本を骨折させられたと主張した。
- (14) 沢柳事件 1913年、沢柳政太郎総長が、理工・医・文の各分科大学教授計7名を辞職させたのに対して、法科大学教授会は教授会の同意を必要として対立、翌年1月には教授助教授全員が辞表を提出する事態となった。他分科大学や東大法科大学も京大法科を支持し、奥田義人文相は「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」として法科の主張を認め、沢柳は辞職した。その後、総長選任について京大側は学内互選を求めていき、その動きが1919年の初の総長公選制につながることになる。
- (15) 沢柳政太郎 (1865 ~ 1927) 官僚、教育学者。第一高等学校校長、普通学務局長などを経て1906年文部次官。1911年東北帝国大学総長就任、1913年5月京都帝国大学総長に就任。1914年4月辞任。1917年成城小学校創設。
- (16) 奥田義人 (1860 ~ 1917) 官僚、政治家。拓殖務次官、農商務次官、文部次官などを経て1913年文部大臣就任。1914年司法大臣、1915年東京市長に就任。
- (17) 仁保亀松 (1868 ~ 1943) 法学者。1900年京都帝国大学法科大学教授就任(法理学講座)。1911年から1914年まで法科大学長を務め、沢柳事件の解決にあたった。
- (18) 河合栄治郎 (1891 ~ 1944) 社会思想家、経済学者。1926年東京帝国大学経済学部教授に就任。1938年著書が発禁処分を受け、文部省から経済学部に処分が求められたところ、かねてからの学部内の対立から收拾が困難になり、1939年、平賀譲総長の判断で、河合と、河合と対立していた土方成美が休職処分となり、これに抗議した5名の教官も辞職した(平賀肅学)。
- (19) わが青春に悔いなし 東宝製作の映画。1946年公開。監督黒澤明、脚本久板栄二郎。前半部分に滝川事件をモデルにした戦前における学問の自由への弾圧が描かれており、京大をロケ地とした学生デモのシーンがある。
- (20) あそこの終いの方に・・・書いていますよね 宮本は、滝川事件のさなかの1933年6月4日に全国有信会大会における報告の最後で以下のとおり述べており(「京大事件の真相」七人共編『京大事件』岩波書店、1933年、338ページ、伏せ字ママ)、宮本のこの発言は下記の箇所を指すものと考えられる。
- 今や〇〇によって吾々の正義と信ずる所は××せられ、研究の自由は×はれ大学の自治は××されたにも拘わらず、所謂「長いものには巻かれる」の態度を以て平然として教壇に立つならば、講釈師が腹にもない「忠孝」を説くと何等扱ふ所がない。そんなことがどうして出来るか。それが果して文部大臣の強調せ

らるる人格の陶冶となるであらうか。国家思想の涵養に資するであらうか。否。断じて、否である。吾人固より不敏にして其の職責を十分に尽くし能はざることを知ると雖も、常に其の足らざるを思ひ、実践躬行以て其職責にこたへんと努力してゐる。吾人今回の措置は、大学教授なるが故に而して其職責の重大なるを思ふが故に已むを得ざるに出でたものである。

- (21) 第2回の申合 「目的ヲ貫徹セザル限り如何ナル場合ニ於テモ慰留運動ニ対シテハ絶対ニ応ゼザルコト」との5月23日付申合のこと。
- (22) 中島玉吉 (1875～1960) 法学者。1902年京都帝国大学法科大学助教授、1906年教授就任（民法第二講座）。1933年7月24日付けで法学部長に就任した。
- (23) 中央大学の講演 1932年10月28日に中央大学で行われた「校内学術講演会」において滝川は『復活』を通して見たるトルストイの刑法観」と題して講演したが、これを聴いていた林頼三郎検事総長が問題視したのが滝川事件の発端とされている。
- (24) 林頼三郎 (1878～1958) 司法官。司法次官、大審院部長などを経て1932年検事総長に就任。1935年大審院長、1936年司法大臣就任。
- (25) これは男女の階級闘争・・・言うんです 姦通罪の廃止に関して、「男女の階級闘争」という表現を使っているのは、正確には『刑法読本』ではなく、同じ時に発行禁止処分を受けた『刑法講義 改定版』においてである。そこでは「婚姻は形式的には男女の和合であるが、実質的には男女の闘争である。支配階級的な夫と被圧階級的な妻の、家庭内における階級闘争の縮図が婚姻である。姦通は闘争の必然的産物である」と記されている（264ページ）。
- (26) 青柳栄司 (1873～1944) 電気工学者。1898年理工科大学助教授、1901年教授就任。1933年3月停年退官。
- (27) 牧健二 (1892～1989) 法学者。1923年京都帝国大学法学部助教授、1930年教授就任（法史学講座）。1945年辞職。
- (28) 申合 「文部当局ガ直接滝川教授ヲ処分シタル場合及ビ総長ガ教授会ノ同意ヲ得スシテ滝川教授ノ進退ニツキ具状シタルトキハ我等ハ声明書ヲ公表シテ連袂辞職ヲ敢行シ以テ態度ヲ明ニスルコト」との5月15日付申合のこと。
- (29) 松波仁一郎 (1868～1945) 法学者。1900年東京帝国大学法科大学助教授、同年教授に就任。1928年停年退官。
- (30) 汐見三郎 (1895～1962) 経済学者。1921年京都帝国大学経済学部助教授、1928年教授就任（財政学講座）。滝川事件当時は経済学部評議員を務めていた。1946年辞職。
- (31) 有信会 法学部卒業生・教員・学生の親睦組織。1921年発足。滝川事件においては、6月4日に大会を開催して法学部教授会支持を表明していた。
- (32) 竹田省 (1880～1954) 法学者。1908年京都帝国大学法科大学助教授、1915年教授就任（商法破産法第一講座、のち商法第一講座）。1932年辞職。敗戦直後の滝川復職の仲介にもあたった。
- (33) 松井元興 (1873～1947) 物理化学者。1905年理工科大学助教授、1914年理学部教授に就任。1933年7月総長就任、1937年退任。
- (34) 小西総長に渡した妥協の案 小西重直総長と文部省との折衝の末、案出されたいわゆる「小西解決案」のこと。
- (35) 鳩山一郎 (1883～1959) 政治家。1916年初当選、1931年文部大臣就任。1945年日本自由党総裁、1954年日本民主党総裁、同年総理大臣就任。
- (36) 山田正三 (1882～1949) 法学者。1912年京都帝国大学法科大学助教授、1918年教授就任（民事訴訟法講座）。

- (37) 岡村司 (1866 ~ 1922) 法学者。1899年京都帝国大学法科大学助教授、1902年教授就任(民法第三講座)。
 齒に衣を着せぬ言動でも知られ、1911年には講演で政府批判を行ったとして譴責処分を受けている。沢柳事件
 と同年の1914年に依願退職。
- (38) 神戸正雄 (1877 ~ 1959) 財政学者。1902年京都帝国大学法科大学助教授、1919年経済学部教授就任(財政
 学講座)。1947年公選初代の京都市長に就任。
- (39) 本庄栄治郎 (1888 ~ 1973) 経済学者。1918年京都帝国大学法科大学助教授、翌年経済学部教授、1923年
 教授就任(経済史講座)。滝川事件当時は経済学部評議員を務めていた。
- (40) 妥協案 松井元興総長と文部省との折衝の末、案出されたいわゆる「松井解決案」のこと。
- (41) 声明書 残留を決意した教授7名が、「松井解決案」を受けて7月22日に発表した声明。そこでは「今回
 の事件に関しわれわれの主張したところは貫徹せられ将来学問の自由および大学自治確保のために憂ふべき
 ものなしと信じてこゝに辞表を撤回する」と記されていた(京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』
 資料編2、296ページ)。
- (42) 言うよりほかなかったんです 宮本は、滝川に休職処分が下されて総辞職を決意した5月26日に、法学部
 学生大会に向いて教授一同の声明書を読みあげたのち、学生に向かって「我々は今年総辞職を執行したが、こ
 れにもっとも深い利害関係を有する学生諸君の立場に想ひ到るとき我々の胸はまことに苦しい、どうか諸君こ
 の光輝ある京都帝国大学の学生としてもっとも適当と信ずるところに従って善処してくれ給へ」と述べている
 (『大阪朝日新聞』1933年5月27日付)。この言葉は上述のように総辞職表明時のものであって、聞き取りで語
 っているように法学部の分裂が決定的になったので発せられたわけではない。宮本の記憶違いかと考えられる。
- (43) 大隅健一郎 (1904 ~ 1998) 法学者。1930年京都帝国大学法学部助教授就任。1933年滝川事件で辞職する
 が、翌年復帰。1938年教授就任(商法第一講座)。
- (44) 羽田亨 (1882 ~ 1955) 東洋史学者。1913年京都帝国大学文科大学助教授、1925年教授就任(東洋史学第
 三講座)。滝川事件当時は文学部長を務めていた。1938年から1945年まで京都帝国大学総長。
- (45) 『激流』の中に・・・出てくるんです 滝川幸辰著『激流』に、「総長、前総長と親しいあいだがらで、研
 究所の建設などにはつねに行政的手腕を発揮し」ている「ある学部の長老教授」が、滝川個人に辞職を勧めに
 来たり、宮本英雄のもとに宮本と滝川の辞職で事態を取めるよう言いに来たりしたことが記されている。他に
 も、妥協を勧める「策動」が何人かの教授からあったとの記述がある(58 ~ 60ページ)。